

平成16年 8月 9日

三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

第6回畜産企画部会議事録

農 林 水 産 省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 配付資料の確認	1
3 . 部会長あいさつ	1
4 . 委員の出欠状況確認	1
5 . 資 料 説 明	2
6 . 意 見 交 換	18
7 . 閉 会	40

開 会

清家畜産企画課長 定刻より若干早いですが、委員の方々がもうお揃いになりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会第6回畜産企画部会を開催させていただきます。

私、7月2日付で畜産企画課課長を拝命いたしました清家でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

配付資料の確認

清家畜産企画課長 早速ですが、本日お配りしております資料の確認です。それぞれ資料の番号が付されております。資料1、議事次第から始まりまして、資料2、3。資料4として、4-1から4-2、4-3。そして、資料5ですね。それから、資料6-1、6-2。最後に資料7ということでお配りいたしております。

本日は、委員各位の御議論の便宜に資していただきたいということで、委員の皆様の足元に、これまでの畜産企画部会の主要な資料をファイルして準備しております。審議に際して、適宜御参照していただければと存じます。なお、本部会終了後は、次回会合まで、今申し上げましたファイルは事務局で保管させていただきます。次回会合では、改めて今回の資料を追加した形で御用意させていただくというふうにいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

部会長あいさつ

清家畜産企画課長 生源寺部会長、よろしく願いいたします。

生源寺部会長 委員の皆様におかれましては、御多忙のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

報道の方はおられませんか。 ありがとうございます。

委員の出欠状況確認

生源寺部会長 議事に入ります前に、事務局から、本日の出欠状況について御報告をお願いいたします。

清家畜産企画課長 本日の出欠状況でございますが、足立委員、遠藤委員、神田委員、近藤委員、千葉委員、土井委員、永野委員、伊藤委員、富樫委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるとのことでございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

事務局から、本日用意されております資料について御説明をいただいた後、委員の皆様から自由に御意見をお述べいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の閉会の時刻でございますが、15時30分、3時半ごろをめどとしておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

資 料 説 明

生源寺部会長 最初に、資料3、「食料・農業・農村政策審議会企画部会中間論点整理について」について、畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の川合でございます。

私の方から、お手元の資料3に従いまして、食料・農業・農村政策審議会企画部会の中間論点整理の検討状況について御説明をさせていただきたいと思っております。お手元にお配りしてございます資料は、去る8月6日、先週の金曜日に開催された本審企画部会の資料でございます。

改めまして、食料・農業・農村政策審議会企画部会につきまして、今年に入りましてから、主要3課題を中心に15回の検討が重ねられ、特に7月21日の会合以降につきましては、7月30日、8月6日と、これまで3回にわたりまして中間論点整理に向けた議論がなされ、予定といたしましては、明日8月10日の食料・農業・農村政策審議会に報告されるという運びになっているわけでございます。

先程申し上げましたとおり、本日は8月6日の資料を御説明させていただくことにいたしておりますけれども、本審議会の企画部会の取りまとめとしては、最終的なものに近いものとなっているというふうに認識しておるところでございます。この内容につきましては将来の農政全般の方向性を示すものでございまして、今後の畜産企画部会の検討にも影響してこようかという点がございまして、本日は特にそういう点を中心に御紹介させていただきたいと思っている次第でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。1ページ目、「中間論点整理(案)」とございまして、「はじめに」とございまして、これは中間論点整理に至る経緯、あるいはこの中間論点整理の位置付けを記載してございます。中身のポイントにつきましては前回、7月29日の会合で御説明したとおりでございますので、時間の関係もございまして、恐縮ですが、説明は省略させていただきたいと思っております。

それから、2ページ目をお開きいただきたいと思います。第1に政策展開の基本的な考え方ということで、2ページから6ページにかけて、基本的な考え方について御説明してございます。この点につきましても前回、畜産企画部会でもポイントにつきまして御紹介をさせていただきましたので、時間の関係もございまして、基本的に説明は省略させていただきたいと思っておりますが、後程御参照願いたいと存じます。

ただ、3ページ目の一番下に(4)グローバル化の進展とございまして、この項につきましては、私の説明の後のWTO交渉の説明ですとか、今後の畜産企画部会での検討にも関連してくると思われまますので、この点について御紹介をさせていただきたいと思っております。

本文を御覧いただきますと、「現在、WTO農業交渉においては国境措置や国内支持に対する国際規律の強化が議論されている。この7月末には、交渉の枠組みが合意され、今後、この枠組みを前提に、国境措置におけるセンシティブ品目の取扱いや国内支持の約束等について、より具体的なルールの策定に向けた交渉が行われることとなっている。また、我

が国は、東アジア諸国等との経済連携の強化に向けた交渉を行っており、その中で関税の撤廃等が議論されている。このような交渉の場において、多様な農業の共存という考え方に基づいた我が国の主張を最大限反映させる取組を継続することが重要である。同時に、国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れにも対応し得るよう、構造改革を通じて農業の競争力の強化を図るとともに、国境措置に過度に依存しない政策体系を構築することが求められている。」ということで、グローバル化の進展につきましては、こういう認識が示されておるということを一点、御紹介させていただきます。

それから、6ページまでおめくりいただきまして、中段に第2、政策改革の方向とございます。これは、具体的に、担い手政策、2つ目が経営安定対策、3つ目が農地制度、4つ目が農業環境・資源保全政策と、この四つの柱について方向性が示されておるというくだけでございます。

1番、論点整理の考え方。これは省略いたしまして、その次に、大きな見出しで担い手政策のあり方とございます。(1)基本的な考え方といたしましては、前段にも触れられておるように、我が国農業の構造改革の立ちおくれなど危機的な状況が深化してきているという問題意識のもとで、本文を御覧いただきますと、「望ましい農業構造を確立するためには、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営(以下「担い手」という。)を育成・確保することが急務」という問題意識のもとに、その6行ほど下でございますけれども、「このため、担い手の確保や、家族農業経営の活性化と農業経営の法人化の推進など、農業経営の改善に向けた各種施策については、これを望ましい農業構造の実現に効果的に結び付ける観点から、これまでの価格政策等のように幅広い農業者を一様にカバーするのではなく、対象を担い手に明確に絞った上で集中的・重点的に実施すべきである。」ということが示されております。

また、この9行ほど下でございますが、「もちろん施策の集中化・重点化に当たっては、営農類型ごとの課題や地域の実態を踏まえて推進していく必要があり、構造改革が立ちおけている土地利用型農業については、施策の集中化・重点化の前提として、地域における担い手とそれ以外の者の役割分担等について合意形成を図る必要があるほか、経営規模の拡大や経営の多角化など生産構造の変革を促す施策の充実を図ることも重要である。

土地の制約が小さいこと等から経営規模の拡大がある程度進展している野菜、果樹、畜産等の部門については、更なる規模拡大が必要なケースもあるものの、生産コストの削減や省力化の推進など経営体質強化のための施策を充実することが重要である。」という認識が示されております。

それから、その3行下の(2)担い手の明確化のところでございます。しからば、担い手とはどういうものかということを整理したくだけでございます。本文を御覧いただきますと、「施策の集中化・重点化に当たっては、その対象をいかに設定するかが重要な課題となる。」ということで、その6行ほど下でございますけれども、「担い手を地域の中から明確にしていくことを意図した認定農業者制度の考え方は、今後とも尊重していくことが適当」ということで、認定農業者制度につきましても、目指すべき農業経営の指標の適正化ですとか、認定プロセスの透明性の確保、あるいは認定のばらつき等の解消といった改善を図るという前提で、こういう認識が示されたところでございます。

8ページ目を御覧いただきたいと思っております。なおかつ、そういった中において、頭から

8行ほど下でございますが、「土地利用型農業、特に水田農業において」ということを念頭に置きまして、集落営農の位置付けというものが触れられております。「一元的に経理を行い法人化する計画を有する等、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが見込まれる集落営農については、担い手として位置付けることが適当である。」ということが併せて示されております。

また、その下の サービス事業体の位置付けでございます。「水田における農作業の受託組織や畜産関係のコントラクター組織など主として農作業の受託を業務とするサービス事業体については、地域の農業生産を支える様々な機能を果たしており、農地の権利を有していないものであっても、地域農業の担い手の確保という観点から必要な場合には、その機能に応じた施策を講じていくことが適当である。」ということが位置付けられております。特に畜産につきましては、コントラクターのほかヘルパーあるいはキャトルセンターといったサービス事業体が従来から発達してきているという状況にあるわけでございます。

その次の(3)人材の育成・確保というくだりでございます。このパラグラフの3行目で、特にとございますが、「農業法人に雇用される形の就農が増加するなど、就農ルートが多様化していることに対応し、関係情報の提供や研修など新規就農を支援する施策を拡充する必要がある。また、家族経営協定の締結を促進し、女性の認定農業者の拡大を図るなどにより、女性を担い手として積極的に位置付け、農業経営や地域社会への一層の参画を可能とする環境条件を整備することは、農業経営の発展に資するだけでなく、地域の活性化にもつながる。さらに、第一線を退いた高齢農業者についても意欲・能力に応じて活躍できる環境を整備すべきである。」ということが示されております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。こういった考え方のもとに、9ページの真ん中からちょっと上のところ、(5)施策の具体化に向けた手順等とございます。方向性については、今申し上げたようなことを示した上で、()から()までに、例えば認定農業者制度の運営改善の徹底を初めとする()から()の各種課題については、その下にありますように、17年度から取り組むとともに、担い手への施策の重点化を促進していくべきというふうに位置付けられております。

以上が担い手政策でございます。

それから、9ページの下の方でございますが、3番として、経営安定対策(品目横断的政策等)の確立ということが書かれております。これは大きく分けて品目横断と品目別政策に分かれるわけでございますが、(1)の基本的政策につきましては両方共通の考え方が示されております。

本文を御覧いただきますと、「基本法の制定以降、農産物の価格については、需給事情や品質評価を適切に反映して形成されるよう政策転換が図られる一方で、農産物の価格が変動した場合の経営への影響については、品目ごとに一定の価格補てんを行うこと及び生産条件の不利を補正することにより経営の安定を図る対策が導入されてきた。しかしながら、これらの対策は、幅広い農業者を対象としており、経営規模の拡大等による構造改革の推進を直接意図したものではなかった。また、品質をめぐる需要と生産のミスマッチが生じるなど、需要に応じた生産の誘導等の機能が十分発揮されていなかった面があった。」ということで、その次の行にございますけれども、「品目別に講じられているすべての経営安定対策について、構造改革の加速化を図る観点から対象となる担い手を明確化し、その経営

の安定を図る対策に転換していくことが急務である。」ということで、その際、水田や畑作については「品目別ではなく経営全体に着目して施策（品目横断的政策）を講じることが適切である。また、野菜、果樹、畜産等の部門専門的な営農類型については、品目別政策等の見直しで対応することが適当である。」ということが示されております。

その後でございますが、「また、新たに導入する経営安定対策を持続的・安定的に運用していくためには、現行のW T O 農業協定において削減約束の対象とされていない「緑の政策」に該当するよう検討することが適当」というふうに示されております。

それから、真ん中よりちょっと下のところ、(2)といたしまして、品目横断的政策の考え方が示されております。アで対象経営でございます。「現行制度の運営改善の徹底を前提として、認定農業者であることを基本とすることが適当である。その際、担い手政策との整合を図り、一元的に経理を行い法人化する計画を有する等、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが見込まれる集落営農については、施策の対象に含めることが適当である。」ということが示されております。イの対象営農類型では「複数作物の組合せによる営農」ということで、水田作、畑作ということが示されております。

また、ウの支援の仕組みは、11 ページに細かく書いてございますが、大きく分けまして、a と書いてございますが、諸外国との生産条件格差の是正ということで、品目別に講じられているげたの部分について、品目横断的に直接支払いをしてはどうかということ、それから、緑の政策とするというために、当該年の作付面積によらない支払いを導入してはどうかということが位置付けられております。

その下、b、収入・所得の変動による影響の緩和対策ということで、その中でも価格変動や作柄変動による当該年の収入または所得が基準となる水準を下回った場合には、その下落分の一定割合を補てんする仕組みについて、それぞれ必要性を検証してはどうかということが書かれております。

さらに、(3)として、品目横断政策への転換に当たっての配慮事項ということで、アでは、過去の実績を基準として支払うという仕組みである以上は、捨て作り等のモラルハザードを回避する必要があるといったようなことが書いてございまして、上で御説明しました a の対策の一環として、品目ごとの当該年の生産量や品質に基づく支払いを行うということによって、生産性や品質の向上を促進するための支援策を措置するという事も考えられるということが書いてございます。

また、イで構造改革の加速化への配慮ということで、11 ページ最後の行にありますように、「基準期間以降に経営規模の拡大・縮小が行われた場合の取扱について、施策上の工夫が必要」ということが位置付けられております。

おおむね以上が品目横断政策の方向性でございます。恐縮ですが、その下のウ、エ、オの記述の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

12 ページ、一番下の方に (4) 品目別政策（野菜、果樹、畜産等）の見直しとございます。本文を御覧いただきますと、「野菜、果樹、畜産等の部門専門的な営農類型については、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、品目別に検討する必要がある。その際、これら営農類型については、土地利用型農業に比べて経営規模の拡大等の構造改革が一定程度進展している実態も踏まえ、経営体質の強化や消費者ニーズに対応し

た生産・供給体制の構築等、営農類型ごとの課題に的確に対応したものとする工夫が必要である。」ということで、品目別につきましては、こういった形で品目ごとに検討ということになっているところでございます。

なお、(5)に施策の具体化に向けた手順が示されております。これにつきましては、品目横断についての今後の課題と検討のスケジュールが記載してございます。

一番下の を御覧いただきますと、「さらに品目別政策(野菜、果樹、畜産等)については、農林水産省は、本審議会の他の部会……」、畜産でいいますと、酪農・肉用牛については畜産企画部会、養豚・養鶏についてはそれぞれ別途の懇談会になるわけでございますが、これらにおける議論を踏まえ、「経営の安定を図るための対策における対象経営の捉え方、営農類型ごとに固有の課題に対応する施策の在り方等について、その対応方向を企画部会これは本審の企画部会 に報告する必要がある。」ということが書かれております。

後程資料7でも御説明をいたしたいと思いますが、こういった整理になっておりまして、現在のところ、10月中旬に開催される食料・農業・農村審議会企画部会に報告を求められるという方向になっているところでございます。

以下、13ページ下のところから農地制度でございます。これにつきましては簡単に触れます。(1)基本的な考え方がございまして、14ページ真ん中に優良農地を確保する措置の強化等、15ページに(3)農地を農地として効率的に利用する仕組みの構築とございまして、16ページでございます、真ん中より少し上に施策の具体化に向けた手順等とございます。 で、本文5行ほどありまして、本文の最後に農林水産省においてとして、)から)まで、それぞれ検討項目が書いてあり、それぞれについて速やかに検討を進め、早期に企画部会に具体像を提示すべきということで、ここに書いてある四つの課題について速やかに農林水産省が企画部会に具体像を提示するということになっております。 では、リース方式の枠組みによる構造改革特区の全国展開について、16年度末までの間で可能な限り速やかに結論を得るということになっております。

5番目が農業環境・資源保全の確立でございます。(1)が資源保全施策のあり方ということでございます。農地・農業用水等の資源を過疎化、高齢化、混住化の中でいかに適切に保全管理していくかという問題意識でございます。

次の17ページをお開きいただきたいと思いますが、17ページの一番下から5行目ほどのところに、ウ、具体的な施策手法とございます。ここに)のところ、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた既存制度の見直しと強化により農地の適切な保全・利用を促す手法、18ページをおめくりいただきまして、農地・農業用水等についての先進的な取り組みに関する情報を幅広く提供するなどによる自発的な取り組みの促進、3つ目として、農地や農業用水等の施設整備の際に保全計画を策定すると、あるいは管理技術の研修を行うということによって、管理体制を一体的に整備するといった従来からの手法の拡充・強化に加えて、4番として地域の創意工夫による多様な取り組みを基本とした資源や農村環境の保全活動に対する手法といったものを新たに検討していったらどうかという中身でございます。

18ページ、一番下の行に、(2)農業生産環境施策のあり方とございます。本来、環境調和型産業である農業において、農業生産に伴う環境負荷をいかに軽減し、循環型社会への転換に貢献していくかという問題意識のもとでの考え方でございます。

次の19ページをお開きいただきたいと思います。真ん中、イとして、具体的な施策手法とございます。我が国農業全体について環境保全を重視したものに転換するとともに、より高いレベルの環境保全の実現を目指すということで、)として、農業者が最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策を実施する際の要件として、農業者にこの規範の実践を求めるとともに、環境保全への取り組みが特に強く要請されている地域において農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図るためのモデル的な取り組みに支援を導入するといったものが提起されておるわけとございます。

20 ページを御覧いただきまして、頭3行目に施策の具体化に向けた手順とございます。農業者が最低限取り組むべき規範については、16年度中に有識者の意見を踏まえて策定、17年度以降、可能なものから要件化していく。)として、モデル的な取り組みに対する支援の円滑な導入を図るため、17年度から調査に着手ということが記載してございます。

最後に、第3、その他ということで、今後の主要な検討課題と検討の進め方ということで、今秋以降、企画部会において、第2において整理した四つの論点に係る施策の具体像を明確にするということとともに、食料自給率目標初めとする政策展開の目標や指針、あるいは食の安全・安心等々のあり方について検討を行うということになっております。

2番は改革の工程管理と計画的な進捗ということで、具体的には、施策の具体化に向けた手順と実施時期を明示したプログラムを作成し、改革の工程管理と計画的な推進を図るということにされておるところとございます。

私の方からは、資料3について以上とございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、資料4-1「WTO交渉・枠組み合意について」、資料4-2「WTO一般理事会の結果概要」、及び資料4-3「今回の枠組み合意の概要について」とございますが、WTO交渉の状況につきましては前回の畜産企画部会において事務局より御説明をいただいたところとございますが、去る8月1日の未明、WTO一般理事会におきまして枠組み合意がなされたので、その内容のうち農業分野の枠組み合意内容を中心に、これは生産政策室長に御説明をお願いいたしたいと思います。

山本生産政策室長 生産政策室長の山本でございます。

前日も状況を御説明いたしました。今お話ありましたように、8月1日に枠組み合意ができ上がりました。今回は、農業分野の枠組み合意の概要につきまして御説明したいと思います。今回、3種類の資料を用意させていただいておりますが、そのうちの資料4-1の「WTO交渉・枠組み合意について」で御説明したいと思います。

まず、1ページ目でございます。今回の枠組み合意の位置付けでございます。WTOの農業交渉におきましては、主要な3つの分野について議論がなされております。これらについての交渉の枠組みを合意したものが今回の合意でございます。すなわち、市場アクセス、関税削減など貿易機会拡大を議論している分野、2つ目として国内支持、貿易を歪める国内補助金等の削減を議論している分野、3つ目といたしまして輸出競争、貿易を歪める輸出補助金の撤廃等を議論している分野の3つの分野であります。

次の)にございますが、今回の枠組みの合意の位置付けということでございまして、今回の合意は関税削減率といった数字や詳細な要件などが入った具体的なルールを決める前提となる大枠の合意となっております。WTOの今回の交渉は、大まかに言いますと、ま

ず枠組みの合意をいたしまして、これが今回のものでございますが、ここに書いてございますように、関税削減の考え方など各国共通のルールを決める前提となる大枠を定めたものが、今回の枠組み合意でございます。

今後の交渉の展開には、不透明な部分が多々あるわけでございますけれども、次はモダリティ合意ということが想定されます。モダリティというのは関税削減率や詳細な要件など各国共通のルールの決定ということで、例えばどういうものは何パーセント削減するとか、国内補助金を何パーセント削減するとか、そういった具体的な数字の枠組みなり、ルールが次のモダリティとして合意されることになるかと考えております。

それを受けまして譲許表交渉を行い、各国ごとに具体的な各物品の関税率を何パーセントにする等個別具体的な約束を決定するのが最終合意という形になっています。

こういう3つの段階を経て進められていくわけですが、その最初の段階が、この枠組み合意ということでございます。

2ページ目でございます。これまでの経過と見通しということでございます。詳細な説明は省略させていただきます。今回の枠組み合意以降の、今後の交渉の予定につきましては、まだ決っておりません。ただ、2005年の12月に香港で閣僚会議を開くということは予定されておりまして、その閣僚会議に至るまでのプロセスはどのようなふうになっていくか、あるいは閣僚会議でどういうものが定められるのか、その辺については、まだ具体的には決っておりません。

次に、3ページ目でございます。最近の経緯ということで、今回の7月の枠組み合意に至るまでの経緯でございます。ここについては、説明は省かせていただきます。

4ページ目でございます。枠組み合意の内容ということで、先程言いました3つの分野、市場アクセス、国内支持、輸出競争、それぞれ3つの分野の主要な内容についてでございます。

まず市場アクセスにつきましては、高い関税ほど大幅な引き下げということで、後で御説明いたしますが、今回の市場アクセスでの関税削減につきましては、階層方式というもので関税削減の方式は決まりましたが、具体的な数字は今後議論するというところでございます。また、重要品目、いわゆるセンシティブ品目につきましては、通常の扱いとは別の特別扱いをする。また、センシティブ品目の数は今後の交渉に委ねるということになっております。

上限関税と言われます関税の上限設定につきましては、今後の検証に委ねられるということで、事実上、先送りということになっております。

関税割当での低関税枠の拡大につきましては、後で御説明いたしますけれども、今後の交渉にゆだねられたような形になっております。これについても今後、義務付けがされないように交渉していくことが可能になっているというふうになっております。

また、国内支持につきましては、貿易を歪める補助金が多い国ほど大幅に削減する。後でも御説明いたしますが、国内補助金につきましても階層方式で削減していくということになっております。具体的にどのように削減するかは、今後の交渉に委ねられておりますが、ここにありますように、貿易を歪める補助金が多い国ほど大幅に削減するという方針が定まっております。

また、貿易を歪める補助金については、品目ごとに上限を設定するというところで、従来

は総合AMSとっておりますが、トータルで補助金の減額ということになったわけですが、今回は併せて品目ごとにも上限を設定するようなことが定まっております。ただ、上限をどういう基準で、どういうふうに設定するか、といったその具体的な基準の取り方などについては今後の交渉マターになっております。

3つ目の輸出競争でございますが、輸出補助金は期日を設けて撤廃。もっぱらアメリカやEUなどが関連してくるわけですが、アメリカですと、例えば輸出信用、オーストラリアやカナダにつきましては輸出国家貿易と、こういったものがあるわけですが、これも輸出補助金的な部分については、輸出補助金と同じ扱いということで期日を設けて撤廃という方向が今回定まっております。

5ページ目からは、それぞれの分野につきまして、詳細に書いているわけですが、先程の説明の繰り返しになる部分もあり恐縮でございますが、御説明いたします。まず市場アクセスについてでございます。

一般の品目につきましては、先程申しましたように、階層方式ということで、具体的にその階層ごとに、例えば関税が何パーセントから何パーセントのものは何パーセント削減するなどといった方式で削減していくということが今回合意されております。ただ、ここにもございますように、階層の数をどうするかとか、具体的に階層をどのように決めるとか、階層ごとの関税削減の方法をどうするか、これらについては今後の交渉となっております。

また、これと異なる扱いということで、重要品目、いわゆるセンシティブ品目の市場アクセスの改善につきましては、関税削減と関税割当約束の組み合わせということになっております。ただ、これにつきましては、重要品目への配慮があって初めて最終的な交渉のバランスは達成されるということで、センシティブ品目への配慮がなされているという形になっております。ここにありますように、一般の品目とは異なった関税削減の方式をやるということ、あるいは関税割当についても一定の対応を図ることが定まっております。

一般品目と重要品目の選択につきましては、実質的に各国が選択できる形になっておりますが、その数につきましては今後の交渉によって定められる適切な数ということでございます。また、この資料の左下でございますが、上限関税につきましては、その役割をさらに評価するというようになっております。事実上、議論を先送りしたというものでございます。

次に6ページ目でございます。国内支持についてでございます。貿易歪曲性のある補助金の削減なり、撤廃していくという方向がこの中で合意されているわけでございます。国内支持については、最も貿易歪曲性がある補助金ということで、黄色の政策、また直接支払いとかそういった特定の要件を満たすもので、例えば生産調整などの要件を満たすものについては青の政策と、貿易歪曲性がないか、最小限であるものが緑の政策と、その3つがございます。また、一定の生産額の5%以下の国内助成については、そもそもデミニミスということで、URラウンドでは削減対象になっているわけでございます。

今回の枠組み合意の中では、この黄色の政策、青の政策、デミニミスについて、左上の方でございますが、貿易歪曲的国内支持の合計は階層方式で削減していく。合計額を実施年度、協定ができ上がった初年度に20%削減するといったことが合意されているわけでござ

ざいます。

次に、AMSについてでございます。このAMSについては、階層方式で実質的に削減していく。また、先程言いましたように、品目別にAMSの上限を設定するというところでございますが、これについては今後、合意される方法で決定される平均水準を上限ということで、具体的にどのような基準で上限を設定するかについては今後の交渉に委ねるという形になっております。

次に青の政策でございます。これにつきましては、従来は生産調整を要件にしたものでございますが、その他に今回、生産が求められない直接支払いということで、右上でございますが、の二つの場合に、この措置が使えるようなことになっております。具体的な内容につきましては、今後の交渉に委ねるという形になっております。また、青の政策につきましても、箱の下にございますが、過去の期間の農業総生産額の平均の5%を上限ということで、キャッピングがされている状況になっております。

次に、緑の政策につきまして、基本的に貿易歪曲性がない、あるいは最小限であるということで削減対象外になっているわけでございますが、これにつきましては、緑の政策ということの意義が確保されるように、再検証や明確化、サーベイランスするといったようなことが今回の合意では定められております。

次に、7ページでございます。輸出競争でございます。輸出競争につきましては、先程申しましたように、輸出補助金あるいは輸出信用や輸出国家貿易等につきまして、貿易歪曲性があるとか、償還期間が180日を超えるようなもの、このような輸出補助金と同視されるようなものにつきましては、今後、合意される期日までに撤廃するということが定まっております。

また、輸出信用等につきましては、例えば償還期間が180日以内ですとか、撤廃の対象にはならなかったものにつきましても、例えば利子の支払いですとか、最低利率とか、そういった規律を強化していこうということが今回の合意では定まっております。

次に、8ページでございます。これは非農産品ということで、農林水産省関係でいいますと、林野、水産に関するものでございますが、これについては御説明は省略させていただきます。

そういうことで、今回、枠組み合意ができたということでございますが、先程も申し上げましたように、引き続き交渉が進められていくわけございまして、今後の交渉の予定や見通しにつきましては、不透明なところが多いですが、いずれにしても2005年の12月に閣僚会議を香港でやるということが定まっておりますので、そこに何らかの目標を設定して交渉が進められていくことになろうかと思っております。当省といたしましては、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、資料5「今後の主要論点とこれまでの畜産企画部会における議論の概要」、資料6-1「今後の主要論点と対応方向の案」、さらに資料6-2「酪農・肉用牛生産の主要論点と対応方向」、これらにつきまして、一括して畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 資料5、資料6-1、6-2につきまして御説明申し上げます。

まず、A3の資料5を御覧いただきたいと思います。今後の主要論点とこれまでの畜産企画部会における議論の概要ということで、その下に 印ございますが、これまでの委員の意見等を事務局の責任において整理したという位置付けで作らせていただいております。

まず、資料の構成でございます。1番左端の欄が項目ということで、例えばその下の担い手政策のあり方といったような項目を書いております。真ん中の欄が今後の主要論点ということで、各項目について、今後、酪肉近代化基本方針の方向性等の策定に向けて、事務局として、委員各位に御議論いただきたいと考えている点について、論点として整理させていただいている。さらに、右端の欄でございますが、関連するこれまでの主な意見（本審企画部会における論点整理の検討状況を含む）ということで、左の欄の各テーマについて、これまでの主な委員からの意見、あるいは本審企画部会の中間論点整理の検討状況を御紹介させていただいているという構成になっております。

まず、左側の項目、1番の担い手政策でございます。現状としては、土地利用型に比べ経営規模がある程度進展している。この中で肉専用種繁殖経営については小規模が大宗という状況でございます。今後の主要論点としては、担い手により畜産物生産が担われ、これにより我が国畜産業の国際競争力の強化が図られるための施策のあり方ということで、以下中論点があるわけでございます。

としては、担い手として明確化すべき経営の考え方ということ、その下の黒ポツでございますが、さらに細部論点といたしまして、一定程度規模拡大が進んでいる酪農、育成・肥育経営についてどう考えるか。それから、次のページを御覧いただきまして、経営規模拡大が進んでいない肉専用種繁殖経営についてどう考えるか。こういった点について、右側にこれまで委員各位から出された意見を、中間論点整理の関連記述を引用しているものを という形で御紹介させていただいております。なお、項目と主要論点について、ここでは御紹介させていただくということにいたしたいと思います。

2ページ目、次に として、畜産におけるサービス事業体の位置付けについての考え方、 として、本審企画部会でも4つの柱の1つとして取り上げられております経営安定のための施策のあり方というものについて、論点として取り上げさせていただいております。また、3ページ目を御覧いただきまして、 として、人材の育成・確保のあり方、具体的には新規就農、女性、高齢者の位置付けという点でございます。

大項目として、次のテーマにまいりまして、2番、国際化の進展など情勢の変化に対応した施策のあり方ということで、現状の欄は、WTOに関して説明があったようなことが書いてございます。主要論点としては、国際化に対応し得る産業構造の確立に資する政策体系の構築、 としては生産段階におけるコスト低減や省力化の推進など経営体質強化のための施策のあり方。次のページにまいりまして、 といまして、畜産物の製造・流通・販売段階におけるコストの低減・合理化のための施策のあり方、 といまして、消費者ニーズに対応した生産・供給のあり方と、国際化の進展に対応いたして、以上、3つの論点について主要論点として取り上げさせていただいております。

それから、4ページ目下半分、次の項目でございますが、畜産物の安全・安心の確保ということで、現状につきましてはBSEや食品の不正表示、あるいは鳥インフルエンザの発生などを契機に、国民の食に対する信頼が揺らいでいる中で、的確な対応が必要ということが書いてございます。

主要論点でございます。畜産物の安全・安心の確保に向けての施策等のあり方と、消費者の視点に立った的確な情報提供のあり方ということで、として、畜産物の安全・安心の確保に向けての施策のあり方、小論点として家畜衛生関係の施策のあり方。5ページ、もう1つの小論点として、飼料安全関係施策のあり方を取り上げさせていただいております。

それから、大きな として、消費者の視点に立った的確な情報提供ということで、先般も御議論いただきました畜産における食育のあり方、あるいはトレーサビリティの普及・定着、あるいはその他の情報提供のあり方という形で取り上げさせていただいております。

それから、6ページをお開きいただきたいと思います。4番として、飼料基盤に立脚した畜産経営の確立ということで、飼料基盤に立脚した畜産経営育成のための施策のあり方、としては、自給飼料を基本とした酪農・肉専用種繁殖経営等の確立のための施策のあり方、として飼料生産と堆肥還元のための耕畜連携の施策のあり方でございます。

7ページ目をお開きいただきまして、 として、多様な大家畜畜産経営の展開と存立基盤のあり方。さらに、この中を2つに分けまして、小論点として、地域連携型の畜産経営の展開、コントラクターによる作業の外部化の推進、あるいは、その下の黒ポツでございますが、経営内完結型の畜産経営の展開のあり方ということで分けさせていただいております。

最後に、8ページをおめくりいただきまして、5番目として、家畜排泄物の適正な処理及び利用の促進ということで、主要な論点として、耕畜連携による堆肥の利用促進等に向けての施策のあり方というものを取り上げさせていただいております。

また、最後の項目でございますが、家畜の能力向上と新技術の開発・普及ということでございます。論点 として、家畜改良、新技術の普及・定着ということで、 が家畜改良、 が改良新技術の普及・定着のあり方ということで、今後の主要論点ということで引き続き御検討をお願いしたい。

それぞれの主要論点につきまして、これまで委員各位からいただいた意見等を右側に整理させていただきました。

これを踏まえまして、資料6-1を御覧いただきたいと思います。資料6-1「今後の主要論点と対応方向(案)」についてということでございます。左側の今後の主要論点は、先程の資料5の主要論点をそのまま抜き出したものを記載してございます。右の欄の対応方向(案)につきましては、これまでの御議論を踏まえまして、 印につきましては、これまで委員から御意見がなかった点、あるいは御意見があったとしても、必ずしもコンセンサス、合意までは言えない点について、事務局サイドの提案などを として記載させていただいております。

がついておりますものもでございます。この がついておりますのは、これまで委員からの御意見や事務局の考え方からして、ある程度コンセンサス、合意に近いものではないかというものについて整理をさせていただいた次第でございます。

なお、対応方向(案)でございますが、「(案)」と付けております趣旨は、内容がある意味、素案的なものでもございますので、今後、委員各位の御意見もいただきつつ、さらに内容の深化を図るべきものというふうに考えておりますので、こうした点も踏まえまして

今後、御議論をいただきたいと考えております。

中身でございます。1点目、担い手関係の、担い手として明確化すべき経営形態というところでございます。基本的考え方を書いてございます。効率的かつ安定的な畜産経営及びこれを目指して経営改善に取り組む畜産経営を担い手として位置付けることが適当。もう1つのとして、この他肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離や、産地銘柄化の推進等畜産の特性や地域の実情に即した一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける方向で検討。肉用牛については繁殖と肥育に分かれているといった実態、あるいは、地域単位で産地銘柄化の推進に向けての取り組みが非常に強いといったような実態を踏まえて、一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける方向で検討してはどうかという御提案でございます。

それから、その下でございます。点線から下につきましては、しからば、どういう者を特に担い手としてイメージしていくかということについて記載してございます。特に一定程度規模拡大が進んでいる酪農、育成・肥育経営というものでございます。

まず酪農につきましては、打ってございますが、効率的、安定的な経営体としては一定規模以上の飼養頭数を有することを基本として、フリーストール・ミルクパーラー方式などを導入した効率化された大規模経営、地域の自然条件を生かした放牧方式などによる低コスト経営、さらにはコントラクターの活用による飼料生産と搾乳の分業形態、自給飼料生産を自ら行う経営体といった多様な経営体を位置付けていくことが適当というふうに整理をさせていただいております。

なお、この中にもございました一定規模以上の飼養頭数を有することを基本としてという表現につきまして、この後、何カ所も登場してくるわけでございますが、これは左側の欄にもありますとおり、全体としては一定程度規模拡大が進んでいるという認識を持ちつつ、個々の経営体について見た場合に、担い手として位置付けるためには個別経営ごとにそれなりの飼養頭数が必要との趣旨でございまして、例えば酪農について全体として規模拡大が引き続き必要だということを意図して書いたフレーズではないので、誤解のないように御理解いただきたいと存じます。

本文に戻りまして、肉専用種肥育経営でございます。一定規模以上というフレーズの後、繁殖肥育を一貫して行う経営や法人化等を通じた合理化を推進する経営を位置付けていくことが適当。乳用種育成につきましては、肥育経営のニーズを踏まえ、斉一性の向上や良質な肥育素牛づくりを行う経営や法人化等を通じた合理化を推進する経営を位置付けていくことが適当。

それから、乳用種・交雑種肥育経営でございます。ユーザーや消費者ニーズを踏まえた斉一性や付加価値向上を図る経営、育成肥育を一貫して行う経営、法人化等を通じた合理化を推進する経営というものを記載してございます。

その次に肉専用種繁殖経営でございます。一定規模以上の飼養頭数を有する効率的かつ安定的な繁殖経営を担い手として位置付けることが適当、また小規模複合経営を地域ぐるみで支えている実態にも即しつ、担い手につきさらに検討ということで考えていってはいかがかということでございます。

また、大規模繁殖専門経営のほか、一定規模以上の肥育経営や酪農経営による繁殖部門の導入拡大等、多様な経営形態を位置付けていくことが適当ということに記載してありま

す。

2 ページ目をお開きいただきたいと思います。畜産におけるサービス事業体の関係でございます。畜産経営におけるヘルパー、あるいはコントラクター、あるいはキャトルセンター、あるいは家畜排泄物の処理センターなど、作業の受託を業務とするサービス事業体について、地域の畜産物生産を支えるさまざまな機能を果たしており、機能に応じた位置付けが必要ということで位置付けてはどうかということでございます。これは を打って

それから、 の経営安定のための施策のあり方でございます。これにつきましては、経営安定対策における対象経営のとらえ方について検討する必要。もう1つの として、今後想定される国際規律の強化等に対応するための経営安定のための施策のあり方について検討する必要ということで、いずれも今後の検討が必要であるということを示させていただいておりまして、種々御議論を賜りたいと思いますし、また事務局については、この点につきましても十分に考えてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、本文 人材の育成・確保でございます。新規就農者に対する研修体制の整備、円滑な経営継承対策、あるいは女性の担い手としての積極的な位置付け、高齢者の力をヘルパー活動等を通じて利用できる環境の整備が必要ではないかという認識を示させていただいております。

次の項目に移りまして、国際化への対応ということで、 の生産段階における施策ということでございます。酪農につきましては、労働負担を押さえた規模拡大による生産コストの削減を図るため、法人化の推進、コントラクターやヘルパーの経営支援、組織の普及・定着、搾乳ロボット等の新技術の普及ということに記載しております。また、肉専用種繁殖経営につきましては、生産効率向上のために分娩間隔の短縮、初産分娩月齢の早期化、子牛の出荷月齢の早期化、放牧も含めた自給飼料の積極的な活用ということに記載しております。

また、繁殖肥育分離という実態から、一貫経営への移行という視点も必要ということに記載しております。これは、その下の肉専用種育成経営も同様の記載がございますけれども、 として書いてございます。

それから、その下でございます。肉専用種肥育経営の関係でございますけれども、規模拡大や合理化、法人化を通じた経営の合理化、早期出荷による肥育期間の短縮、一貫経営への移行によるコストの削減を位置付けております。

それから、乳用種育成経営でございます。自給粗飼料の積極的な活用による良質で斉一性の高い肥育素牛生産を通じ、肥育経営のニーズに応じた素牛、有利販売や、さらなるコスト削減ということを書いてございます。

また、乳用種・交雑種肥育経営でございますが、未利用資源の活用や早期出荷等による生産コストの削減、ユーザーニーズに対応した斉一性の向上、あるいは銘柄牛による付加価値の高い牛肉としての安定販売、有利販売の推進ということを位置付けております。

それから、3 ページを御覧いただきまして、 の製造・流通・販売段階でのコスト縮減でございます。まず牛乳・乳製品でございますが、指定団体の機能強化による集送乳コストや販売手数料の削減、あるいは乳業工場の計画的な再編・合理化による流通・加工段階におけるコスト削減が必要ということを御提示させていただいております。

また、牛肉につきましては、牛肉の部分肉流通の拡大による食肉流通コストの低減や安全性向上のための食肉処理・加工技術の高度化が必要ということで、後半の部分につきましては安全確保のために流通規制強化ということもなされているわけですが、新技術を使いまして、こういったコスト増高を抑制するという取り組みが必要ではないかということでございます。

の消費者ニーズに対応した生産・供給でございます。牛乳・乳製品につきましては、乳成分取り引き基準の見直しに関する議論には、都府県では安定した品質の粗飼料生産は困難という生産実態、あるいは消費者がこれ以上の乳脂率向上を望んでいないのかといった消費ニーズを踏まえることが必要ということを書かせていただいております。

それから、国民の健康志向に対応し、牛乳の効用のPRを通じた牛乳・乳製品の需要拡大に向けての取り組みが必要。

それから、牛肉につきましては、輸入が大部分を占めている業務用・加工用への国産乳用種牛肉の利用拡大が必要ではないかということを書かせていただいております。

3番の畜産物の安全・安心の確保でございます。まず家畜衛生関係施策でございます。ちょっと文章長いんですが、家畜伝染病予防法等にのっとりということで、食の安全・安心確保、家畜伝染病の蔓延防止というために、的確なリスクコミュニケーションを図りつつ、国内外におけるBSE、鳥インフルエンザ等の発生に対して、関係機関と連携の上、適切かつ迅速に対応。さらに、農場段階での衛生管理の徹底、あるいはHACCP手法の普及、輸入飼料の安全性確保、動物検疫、動物医薬品の残留防止のための措置ということを書かせていただいております。

また、飼料関係、安全関係政策でございます。打ってございますが、自給飼料を活用した安全・安心な国産畜産物の供給、あるいは飼料自給率の向上を通じた食料自給率向上の視点からすれば、飼料基盤に立脚した経営が健康な牛から生産される畜産物を供給することが重要であり、こうした酪農経営や肉専用種繁殖経営等により我が国の畜産物の大宗が担われる構造とすることが必要ということを書かせていただいております。

4ページ目でございます。消費者の視点に立った的確な情報提供ということで、まず食育でございます。食育はふれあい牧場における搾乳体験はもとより、牧場から食卓に至るまでの関係者の対応といった現場の実情を国民に理解してもらうとの視点も含め、関係省庁連携のもとで進めていくことが重要。トレーサビリティにつきましては、その目的・役割について関係者の共通認識の醸成、さらには効率的で社会コストの軽減される仕組みの検討、さらにはコスト負担のあり方について、生産・流通段階だけでなく、消費者も含めた議論が必要ということを書かせていただいております。

また、その他情報提供のあり方につきましては、消費者の信頼を損なわないよう正確な情報を積極的に発信することが必要ということを書かせていただいております。

その次の飼料基盤に立脚した畜産経営の育成のための施策のあり方でございます。

まず自給飼料を基本とした酪農繁殖経営の確立という点でございます。最初の につきましては、先程出てまいりました文章と同様の文書でございます。その次の でございます。土地利用型酪農推進事業について、より飼料基盤に立脚した酪農経営を育成する施策として重点化を図ることが必要とさせていただきます。

それから、 でございます。耕畜連携でございます。稲わらの飼料利用、耕種農家にお

ける堆肥活用、水田における飼料生産、ホールクroppサイレージ等といった資源循環を確立するための耕畜連携を進めることが必要ということをご提起させていただいております。

として、多様な大家畜経営の展開と存立基盤の整備ということで、最初の小論点が地域連携型ということでございます。酪農の規模拡大型が進む中、コントラクターへの外部化は今後とも不可欠ということで、コントラクターの安定的運営や指導者の育成が重要。それから、粗飼料の良質化、低コスト化を図るため、機械の大型化によるトラクター作業の効率化やTMR（完全混合飼料）の普及を図ることが必要。

それから、経営内完結型でございます。これについては簡易な草地更新の方法の普及、優良品種の普及、耕作放棄地等を利用した放牧の普及などを通じた自給飼料の生産拡大が必要ということにさせていただいております。

それから、5ページ目、最後でございます。5番の耕畜連携による堆肥利用の促進。これは先程登場しました文章と同じ文章が書いてございます。

6番目の新技術の普及・定着でございます。の家畜改良につきましては、乳用牛、肉用牛等々につきまして、消費者ニーズの多様化等に留意しつつ、わかりやすい目標を国民の理解を得つつ掲げていくことが必要。の改良新技術の普及・定着につきましては、技術の安全性、安定性に関する検証を重ねつつ、正確でわかりやすい情報提供に努め、消費者を初めとする国民の理解を得ていくことが必要という形でまとめさせていただいております。

この次に資料6-2というカラーコピーを付けてございます。この資料6-2につきましては、ただいま御説明いたしました資料6-1のポイントをコンパクトにまとめたものということで作成をさせていただいております。内容的に資料6-1とダブリますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

次に、議事としての性格が異なりますが、畜産企画部会、当部会の検討スケジュールについてでございます。先程の資料3の御説明の際にもありましたように、食料・農業・農村審議会企画部会の中間論点整理においては、畜産を含む品目別対策について畜産企画部会等における議論を踏まえ、その対応方向を本審議会の企画部会に報告すると、こういう方向で議論が進められているわけでございます。

このことに関連いたしまして、畜産企画部会、当企画部会のスケジュールについても若干変更する必要があるようでございます。そのあたりの状況につきまして、資料7の畜産企画部会の検討スケジュール改訂版ということだと思っておりますけれども、これによりまして畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 引き続きまして、お手元の資料7につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま部会長からも御紹介ございました。先程私の方からも説明いたしましたように、資料3の14ページ、の記述にもございましたように、品目別政策の対応方向につきまして、10月中旬の本審の企画部会に報告を求められるという状況になっている次第でございます。

つきましては、次回、第7回の畜産企画部会でございます。当初、これは有識者ヒアリ

ングという形で予定しておったわけですが、この本審企画部会に先立ちまして、主要論点についての検討方向という表題に改めまして御議論を行っていただく必要があるのではないかと考えておる次第でございます。

このため当初の予定を変更いたしまして、次回、第7回につきましては、こちらの方では9月下旬頃と書いてございますが、多分10月の初め頃になろうかと思えますけれども、10月初め頃に主要論点についての検討方向の議論を行っていただくようにスケジュールの変更をお願いしたいと考えているところが一点でございます。

もう1つ、他方、有識者ヒアリングは行わないということにいたすにしても、酪肉近代化基本方針につきましては、できるだけ幅広い見地の方々から御意見を伺うことは必要ではないかと考えております。そういった意味で、第6回と第7回の際に括弧で書いてございますけれども、8月中旬に畜産物価格等部会委員に対し、畜産企画部会におけるこれまでの主な資料と議事概要等について情報を提供した上で意見をお伺いするというふうに書いてございます。こういった形で価格等部会の委員の御意見も伺うという形で、幅広く御意見を求めていってはどうかというふうに考えているわけでございます。

一方で、今年3月の畜産物価格等部会におきまして、乳用種子牛の保証基準価格の算定方式等のあり方について検討を行うことが建議に盛り込まれたという状況がございます。これを受けまして、今年度設置されました乳用種にかかる肉用種子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会、通称乳用種在り方研究会と呼んでおりますが、これが10月ごろを目途に報告書が取りまとめられるという運びになっております。

こうしたことを踏まえまして、資料7の第9回の欄を御覧いただきたいと思えます。第9回畜産企画部会につきましては、この括弧にありますように、価格等部会との合同部会ということにさせていただき、この中で当初の予定どおり酪肉近代化基本方針の基本的考え方は審議するわけですが、養豚・養鶏問題検討会の検討状況、あるいは乳用種における乳用種在り方研究会の報告書の聴取というものを合同で行わせていただくということでスケジュールを見直させていただいてはどうかということでございます。

なお、第7回のところで説明を漏らしましたが、第7回のところでは主要論点についての検討方向とあわせて、養豚・養鶏問題懇談会が9月から立ち上がるという運びで準備を進めさせていただいておりますので、この検討状況につきましても第7回の畜産企画部会で御議論いただいておりますので、あわせて御提案をさせていただいております。

私の方からは以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

ただいまのスケジュールの見直しの御提案につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。なければ、事務局の御提案どおり、スケジュールを若干変更したいと思えます。

長時間、事務局から資料の御説明をいただいたわけですが、ここで5分ほど休憩を取って、その後で質疑あるいは意見交換に移りたいと思えます。私の正面の時計で10分をちょっと過ぎたあたりで再開をいたしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

〔 暫時休憩 〕

意 見 交 換

生源寺部会長 お揃いのごさいますので、議事を再開いたしたいと思ひます。

休憩前の事務局からの御説明を踏まえまして、御意見等があれば、よろしくお願ひをいたします。どなたからでも結構でございます。どんな問題からでも結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

中村委員、どうぞ。

中村委員 幾つかあるんですが、まず1つが、やや基本的なところで、この主要論点の項立てなんです。

今回の見直しは、今後5年とか10年先のあるべき姿を描いて、それに向けた対応方向を明らかにしていくものだと思うんです。そこで、この主要論点の項立てを見たときに、項目の第1が担い手政策のあり方なのかという点であります。

水田農業なら第1というのはわかるんですけども、基本計画全体の方向もわかるんですが、畜産は各品目の中でも担い手が担っている比率が高いし、既に担い手により担われているという理解でありますので、担い手の項目は必要だと思いますけれども、第1にこれを出すのはどうかという。それに、担い手の議論というのは、担い手とはという議論は余りしてないということも言えるかと思ひます。

それから、項立てのところでもう一つ気になるのは、将来を考えた場合というか、今の課題で生産基盤の縮小というのが気になるところで、これをどう維持・確保していくのかという課題があると思うんですけども、生産基盤の維持・確保という論点と申ひますが、表現というか、そういうのがない。論点2で、生産段階のコスト低減がメイン。論点4で若干触れているところもあるんですけども、全体を見たときに、生産基盤の維持というところがやや見えない。私の提案では、担い手と生産基盤とセットでやっていくのも一つかなという提案です。

2つ目として、将来方向について、この対応方向のところでも並んでいるところなんですけど、2カ所出てきますが、4ページの中ほどにありますけど、飼料基盤に立脚した健康な家畜から生産される畜産物の供給という経営が我が国畜産の生産の大宗が担われる構造とするという対応方向が掲げられている一方、大規模化、低コスト生産という方向もあるわけですが、その2つの方向は両立しにくい方向とも言えるんじゃないかということで、並べてあって、これをどう考えるのかということがあると思ひます。考え方を聞きたいなという点が2つ目。

それから、3つ目なんですけど、経営安定対策のところなんです。これから議論ということなんですけど、一つ気になるのは、対象経営のとらえ方について検討と書いてあるんですけども、対象を絞るという印象を受けるわけですね。前段に担い手は一定規模以上の経営とあるので、本審の方でそういう方向なので、余計そういう印象なんですけど、水田と違うわけですから、何か書きようがあるのじゃないか。例えば畜産生産構造の特徴というか、特性を踏まえつつ検討するみたいな一言があれば、随分違うのかなという、そんなところですね。

それから、経営安定のところの2つ目ですが、げたと価格変動というか、所得変動対応の経営安定対策だけではなくて、もっと幅広く総合的な経営安定対策として考えてもらいたいなということですね。畜産は投下資本も大きいし、回収も長期間必要等の特性もあるわけで、例えば金融面とか、税制面とか、経営継承等を含めた総合的な経営体質強化というんですか、そんな視点が必要ではないかと思います。

それから、4点目ですけど、今後考える場合、環境対策がますます重要な課題と思いますが、この中で見ますと、堆肥の利用促進という表現はあるんですけど、環境対策ということでの論点というか、対応方向が不十分じゃないかという気がします。

最後に、やや細かい項目で抜けているんじゃないかという対策を幾つか挙げておきたいと思います。生産コスト低減に関連して、流通飼料の合理化という視点が抜けているんじゃないかというのが1つ。2つ目は、各品目で掲げられている輸出対策ですね、これも今後ということでは掲げてほしいなという点。それから、今までも推進している日本型放牧という言葉が、推進している以上、出てきていいんじゃないかなという点。

それから、安全・安心のところでは、リスクコミュニケーション。消費安全局は、どちらかといえば、消費者が意識されていると思うんですけど、生産者に対するリスクコミュニケーションというのも重要ではないかという点。それから、生産から消費までのリスク管理の徹底みたいな話が抜けているのかなという気がします。表示の問題で、これは畜産に限らず、地理的表示の取り組みというのも加えてほしいなというところ。

ついでに言えば最後に、脱粉の在庫対策というのは当面の課題なんですが、構造問題の一つでもあるということで、決して当面の問題ではないと思います。国際化という課題もあり、今後の需給対策というんですか、構造問題としてとらえて、どう考えるかというのが必要じゃないか。

いろいろ言いましたが、以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

その他、いかがでございましょうか。特に中村委員からは論点の項目の立て方についても幾つか御提案があったわけですが、こういったことについても結構でございますので、よろしく願いいたします。

今委員、どうぞ。

今委員 先程中村先生もおっしゃっていましたが、規模拡大の方向と経営内完結型の方向ということで、2本立てで出されていますけれども、最近、酪農経営発表の全国大会があったんですけれども、その中で表彰台に立ったのがすべて経営内完結型の経営だったということで、私は体験発表の方だけ聞かせていただいたんですけれども、最初から最後まで聞いていた方で、「危機を感じる」ということを言っていた人がいたんです。

競争力に勝てる経営ということで、規模拡大をして、コストを削減してという方向を農水省の方でも打ち出してきていたわけですね。それに乗って一生懸命経営してきた人が今、ここに来て安心・安全の絡まりから、自分のところで取れた飼料を生産して、ここにも出てきましたけれども、そういうものを食べさせた生産物が安心であり安全であるというような考え方が絶対的にそういう方向に行ってしまったとしたら、大規模化してきた人は本当に自給飼料では……。

前にも言いましたが、私たちの牧場ですと、ほんの数パーセントしか対応できな

いということ、輸入粗飼料に頼るといことになるんですけども、そういう面で、どうなのかなって。若い人たちが頑張ってる私たちの地域は規模拡大をしていますので、そういう点で、きちんとした方向性が見えてきたらいいかな。2本立てで十分、その機会が得られるという。

多分に消費者の皆さん方から見て、どういう理解をするかということだと思うんですけども、私から見れば、経営内完結型ですべてやったとしたら、牛乳の自給などとてもとてもできなくなるということも目に見えていることかなと思っているんです。

それと、人材の育成の面で、女性の担い手としての積極的な位置付けということがあります。酪農だけをとらえてみれば、まだまだ縁の下の力持ちで、女性が本当に炊事から何から握ってはいても、表に出ることがない。そういう研修の場が少ないのではないかな。どんどん中央にも出てこられるというか、そういう場がもっとあったらいいかなと思っています。

それと、食育のことで、ふれあい牧場、ふれあい牧場って出てきますけれども、私たち畜産農家そのものが、食育とまで大きく言えるかどうかわかりませんが、食育に関する酪農体験とかそういうものを通して、子供たちとか、ファミリーとか、学校とか、高校生、大学生まで受け入れて、そういう学習の場を提供しているんですね。

ですから、そういう機関というもの、私のところでは全国交流牧場連絡会に加入していますし、中央酪農会議なんですけれども、酪農教育ファームというものにも認証を受けて活動をしています。でも、東京の小学校に乳牛を持って行って、体験の場や物を提供するという、学校側からの要請で今年、3月はNHKの要請だったんですけども、小学校でも秋に入ってから、あと2口ほど要請があるんですね。全国交流連絡牧場の連絡会の関東ブロックの方が出られる人は手弁当で行くんですけども、そういう活動もしているということで、もっと深く理解していただきたいなと思います。

食育の問題が取りざたされていますけれども、消費者側ばかりじゃなくて、生産者側にもという分がありましたけれども、これは本当にそのとおりだと思います。食育に協力しているんだとか、もっと現場を知ってほしいんだとか、生産者側は自分たちが努力していることを強く出しますけれども、自分たちももっと勉強しなければいけないところがあることは承知しなければいけないと思っていますし、そういう面では両方に学習する場があったらいいなと思っています。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

もしなければ、特に中村委員から大小かなり多くの項目につきまして御意見あるいは御要望がありましたので、今の段階で事務局でお答えなりがあればお願いしたいと思います。

川合畜産総合推進室長 非常に多くの項目にわたりまして御意見をいただきました。

これは御意見ということなので、御答弁するのがふさわしいかどうかあれでございますが、担い手がなぜトップ項目に来るのかという点でございます。

先程御紹介した本審査部会の御議論を踏まえますと、本審査部会の方でも果樹、畜産、野菜については部門専門化が進んでいる、あるいは構造改革も水田に比べれば随分と進んでいるということは示されつつも、担い手のあり方あるいは対象経営のとらえ方について、畜産や果樹、野菜についても、品目別の特性をきちんと踏まえた上で、それぞれの

部会なり研究会の方で議論していただきたいという問題提起を受けまして今回、こういう形で順番としては1番の順番に位置付けをさせていただいた、ということで我が方の考え方を御紹介させていただくということでございます。

それから、生産基盤が縮小する中で、その維持をどう考えるかという問題につきまして、御意見につきましては、取り扱いを検討させていただきたいと思います。

それから、自給飼料を活用した飼料基盤に立脚した経営が健康な家畜から生産される畜産物を供給することが重要という考え方と、大規模化、低コスト化は両立するのかということでございます。自給率向上という観点からすれば、飼料自給基盤の強化は必要なわけでございますけれども、そうした中で、あわせて低コスト化を図っていくということは、その方向について考えていく必要があるかと思っております。

大規模化の考え方につきましては、最初の経営体のところでも触れましたように、担い手というのは一定規模以上ということの基本にするということではございますが、ここで必ず今以上に規模拡大をすべしということを経営の資料でちょっと規定したということを用意して作っておるわけではないということをお願いいたします。

それ以外の点につきましては、いただいた御意見を検討させていただければと思います。生源寺部会長 畜産部長、お願いします。

町田畜産部長 今回の説明で尽きるんですけども、私の方から若干なんですけど。

今回、企画部会をお願いして答申をいただこうとしているのは新しい酪肉方針についてでございます。今までは、それを作る前段としての畜産物の安全の問題ですとか、飼料の問題ですとか、環境の問題ですとか、食肉の問題を議論していただいたので、これまでの御議論の整理ということで整理したものでございます。

ですから、この性格がはっきりしないというところはあるんですけども、本審の企画部会の主要論点整理というような、それほど精緻なものにはなっていないので、これから酪肉近に向けて整理をしていくんだということで、若干漏れたり、入ってなかったり、順番等あるかもしれませんが、御議論の材料ということで出したものでございます。

担い手については、先程言ったような事情もあるんです。私が思っておりますのは、畜産については主業農家が担っているまさに部門専門的なものだということであるわけですが、ここで一遍、担い手についてきちんと議論しておく必要があるんじゃないか。担い手が持っているからいいんだということから、もう少し皆様の御意見もいただきたいということで、端的に言うと、肉専用種の繁殖経営については1戸当たり7～8頭という経営が平均的な経営でございます。

この部分は、ここにも書いてありますように、それをどうやってやっていくのか。一定の規模以上のものに持っていく必要もあるでしょうし、地域で取り組んでいくという方向もあるんじゃないかということで、そこは率直に実態を見て御議論いただいた方がいいのではないかとということで、順番はあれかもしれませんが、担い手の問題で、本審の企画部会に答えるということもあって、ここに掲げさせていただいたということでございます。

それで、生産基盤の維持・確保、まさに、これは酪肉近の消費の見通しですとか、生産の目標を立てていく上で大前提となるものでございます。これについても本審の方で秋以降、自給率の議論が始まります。そういった中で、我が国の畜産、どういうふうな生産であるべきなのかといったことについては秋以降、本格的な御議論をいただきたいと思って

おります。

それと、規模拡大なのか、ゆとりなのかみたいな話でございます。これは前回の酪肉近12年を作るときにも大変議論になりました。今の酪肉近を見ていただきますと、酪農に関しては規模拡大でいくとか、そういう表現はなくなっております。入っておりますのは、ゆとりのある生産性の高い経営ということで、私ども、それこそ一定の進展を見ている規模のもとで、さまざまなあり方があっていいんじゃないかと思っているわけです。

さらに、規模の拡大もして生産コストを追求している方もおられましょうし、さっき言ったように、経営内自己完結を売物といたしましょうか、付加価値を求めていく方もあっていいと思っています。そこは、まさにいろんな経営体があっていいと思っておりますし、そういった経営指標みたいなものは、これまた酪肉近で最終的にお示ししていくことになるのではないかと思っております。

中村委員からいろいろと抜けている点というのがありました。これを、これまでの議論の整理というところで書くのか、あるいはこれからの議論ということで書くのか、そこは室長が言ったように、書きぶりは整理をさせていただきたいと思っております。

とりあえず、私からは以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

中村委員御自身も御指摘のように、担い手の問題はこの部会としては余り正面切って、あるいは部門にブレイクダウンして議論をしたという経緯は余りなかったと思いますので、今後少しこのあたり議論をしていただければと思います。

増田委員。

増田委員 本審の企画部会の中間報告を読ませていただいたりしておりまして、畜産の基本的な企画というところには、畜産分野においては高齢者とは言わないというぐらい、少々ドラスティックな表現で伝えたいと思っております。

どうしたって高齢化社会ですし、農業の中でも畜産は特に高齢者の担っている数も多いし、担っている仕事も高齢者に多いということを手逆に取ってといたしますか、畜産分野においては高齢者とは言わないというぐらいにして高齢者を位置付けていくところから担い手を何通りかに分けて考えていかないと、特に繁殖にかかわっていらっしゃる高齢の方の仕事を見せていただくと、これはやっぱり大切にしていきたい仕事だなという気がしております。これを非常にセンチメンタルな印象だというふうにとらえてほしくないなと思っているものですから、特にお願いしたいと思っております。

今、女性は85歳、男性は78歳、平均寿命と言われておりますから、高齢者をどう位置付けようかとかということじゃなくて、現実に高齢者が担っていく農業がいっぱいあるということを畜産分野でこそ伝えたいと思っております。

もう1つは乳用種のことなんですが、たまたまアメリカの肉はとまっているので、ここは乳用種の活躍時ではないか。頼もしい援軍の近藤委員が今日、おいでにならないのは心細いんですが、どうしても乳用種というのが我々都会の消費者のところには届いている数が大変少ないと思います。多分、中食、外食に多用されているせいだとは思いますが、乳用種は輸入肉に対抗できる大変貴重な日本の牛肉だと思っています。價格的にも手ごろだということもあると思うんです。

生産現場を見せていただいた結果、こうやって会議室で皆さんとお話をしているのとは

違いまして、乳用種の一貫経営を見せていただきました。大変大規模なところでしたけれども、過密な牛舎で、自給飼料なんていうのは夢のまた夢だと言っていました。全部アメリカからのイタリアンなどの乾牧草。それでも、価格がそれほど高くない。40万にもいきませんね、1頭当たり。1日当たりのランニングコストが200円。そのうち40円が敷料だと言っておられました。ですから、効率化でいくしかないのが現実だということがよくわかったんですが、それにしても、乳用種の肉というのを……。

実は味のところで、肉専用種と違って、乳用種は乳用種らしい肉質の追求の仕方があるんじゃないかと思って勢い込んで行ったんですけれども、それどころではありませんでした。効率化で飼って、それほど肉質を向上させるということに力を注げないのが経営の実態だということがよくわかりましたので、そのところを……。今委員の生産者にとってのある種の食育みたいなものも必要なんじゃないかというふうに私自身も感じております。

それから、耕畜連携のことで言いますと、生産物としての廃棄物が利用しにくいんじゃないかというのが以前から気になっているんです。あるところで、雨にさらさない堆肥としては使いにくいんだと、それを屋根かけしろと言われて困っているというのを現場で伺ったんですが、本当に耕畜連携がうまく推進できるような実態になっているのかどうか、伺いたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

阿部委員、その次に平井委員、お願いいたします。

阿部委員 大きく分けて2つあります。

1つは、土地利用のあり方として、今日このペーパーの1ページにも乳用牛の育成のテーマが挙げられていますが、それも含めて、いわゆる公共育成牧場の位置付けをどう考えるのか。多分今までこの中には書き込まないわけですが、実態としては、そして頑張っておられる方がたくさんいるわけで、繁殖素牛の育成についても、乳牛ばかりじゃなくて、これをどう位置付けていくか、きちっと関連している人たちの勇気づけるためにも書き込みが必要ではないかということが1つです。

もう1つは、この畜産企画部会、この部会と連動して行われている、あるいはこれから行われようとしている家畜改良増殖目標の家畜ごとの委員会との関連です。牛について、これは要望ですが、2つございます。

1つは、今日の資料6-1の2ページ目ですが、これは第4回目でも議論になりましたけれども、肉用牛の技術的な課題って何だろう。1つは繁殖の素牛の生産と、もう1つは肥育期間の長期化がどんどん長くなって、30カ月当たり前で、場合によっては31カ月、それをどう短くするかということが1つのポイントだったというふうに思います。

そのポイント、本文の酪肉近の書きぶりはこれでいいと思うんですが、今日お配りいただいた前回の資料集の4回目の中には、いろんな事例としてあるんだけど、1つはいわゆる子牛の出荷月齢10カ月じゃなくて8カ月から9カ月でちゃんと評価されていると、そこから、一貫経営の場合、非常にいい方法で推進できると思うんですが、その結果、26カ月から27カ月の肥育で、要するに、A4、5のランクの割合が高いものができているよということがありますので、個別の肉の検討の委員会においては、1つの目標値として、こういう値を打ち出していくことが必要かなというふうに思いますので、そこら辺は、く

どいようですが、目標値ということで検討していただければありがたいと思います。

もう1つは、次のページの3ページになるんですが、消費者ニーズに対応した生産・消費のあり方の牛乳の品質の問題で、たしか覚えています、最初の会議で、ここにもありますように、「乳脂率はもういいんじゃない。3.9%、もういいよ」という話と、今委員が「乳脂率を維持するためにいろいろ苦労されているんだ」と言われました。私の記憶では、昭和62年に3.2から3.5になって、その結果、どういうことが起こったかということ、搾乳牛の前から稲わらが消えたんです。稲わらが消えてしまったわけです、搾乳牛の前から。ということは、どういうことかということ、乳脂率を高めるためにはチモシーを初めとする輸入乾燥を給与しなければならないということがあって、それ以降、ずうっと伸びている。

そういったことで、そこら辺のところですね。3.5を3.2に下げろという議論ではなくて、乳脂率じゃなくて、乳たんぱくとかカルシウムという方にニーズとして行くんでしようけれども、それと自給飼料の利用率の考え方、あり方ですね、そこら辺でも個別の議論がされたらいいと思います。

それから、それと関連するんですが、これは一つの話としてお聞きくださればと思います。これからどんどん地球の温暖化は進んでいく。つまり、搾乳牛というか、乳牛が一番きつい時期が6月から10月までの約半年で、それが伸びていく。ということになると、釈迦に説法ですが、牛は全然餌を食べられなくなる。乳脂率の維持とか、乳量の維持が非常に困難になる。

何を言いたいかといいますと、これから来る地球温暖化もどんどんひどくなる。温暖化も含めて、乳質というのは1年一本でいいのかどうか。ちょっと乱暴な議論ですが、乳価に夏乳価と冬乳価があるのと同じように、レベルが全く違う話ですが、そういった環境と飼料の自給ということをあわせて、乳質基準の期間別というんですかね、そんなことも、今回のテーマではなくて、この次のテーマとして行政の皆さんの頭の中に入れておいてくださればありがたいなと思います。

今の部分は別として、お答え願いたいのは、最初に言いました公共育成牧場をどう位置付けるか。僕はもう少し強く強調してもいいんじゃないかなと思うんですが、お願いしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

平井委員、どうぞ。

平井委員 牧場の規模拡大と言われて何回も出てくるんですが、我々の規模拡大というのは、土地もないし、畜産公害ということもありまして、非常に難しいんですよ。拡大するほど経費が安くつくんですよ、逆に。あっちの牧場に50、こっちの牧場に100というよりも、300置いた方が人件費から機械の消耗から、すべて安くつくんです。しかし、残念ながら、場所がないんです。ちょっとあれば山奥へ入る。最近では、山3つ越えても畜産公害言われるんですよ。同意書がなければ牧場が許可してくれないんです。そういう問題点もあるということも、ひとつどこかに置いてほしいと思う。

担い手といいますけれども、採算があうような数字があれば、担い手、そんなに言わなくてもできるわけですよ。いわゆる経営が成り立たない。非常に小さなことをやって、いろんなことをやらんと経営が成り立たないというのが、この畜産だと思うんです。

だから、担い手をどうやればというのよりも、どうした安定して、努力すれば、ここま

で行けるんだという一つの目標地点がないんですよね。だから、規模拡大と言われるけれども、全国の繁殖ではこのくらい、酪農家はこのくらい、肥育はこうというので、最低の規模がこのくらいにならんかなと、そうすれば、こういうことだという一つの目安がないのかな。

だから、今、先生が言われたように、乳牛の肉がおいしい。確かにいい餌をやればおいしいんです。ところが、JASの規格で表示は乳牛と書けとか、ホルスタインというふうになっているわけです。そうすると、大半の消費者の方が、「ああ、ホルスカ」「乳牛の肉か」というので、本当に売れが悪い。

そして、コストが結構つくんだけれども、輸入肉とほぼ同じぐらいな売価でないと買っただけじゃありません。そういうことが乳牛の雄の去勢牛の肥育牛が、先生言われたように、立派に育てても40万円、しかし、手間と餌が一番よく食うのが乳牛なんです。ふん尿は乳牛の雄が一番多い。和牛のいいやつほど食べるのも少ないし、ふん尿も少ない。おとなしい。

だから、肉質もいいから、同じ期間でも、片や2000円、3000円、片や1200円、ひどいときは600円切るのもあるわけです。そういうコストの面からも、もう少し餌がどうか、規模がどうかという夢物語も結構ですけども、一つの目標というのをもたたき台に置いていただいて、生産者の皆さんには子牛はこうしたらいいですよと、皆さんこのやり方を変えなさいよというぐらいな指導方針ができていけば、もっといいんじゃないかな。

私、いろいろ御意見を頂戴した中で、勉強させていただいた中で、僕らは現場しか知りませんので、ピンと来るところが多過ぎるんですよ。先生方の餌の効率とか、どうかというのは、基礎ですから、それを教えていただければ子牛生産農家も酪農家の皆さんも養豚も養鶏も、皆さんがそれを目標としているものだから、参考になると思うんです。

規模拡大とか、後継者ということだけだったら、僕らの夢ばかりですからね、それは日々思っていることだから、自分の子供は酪農やってくれへんかな、肉牛、牧場をやってくれへんかなと。しかし、今みたいな不安定、これだけアメリカのBSEで肉がとまって、豚も牛肉も暴騰しております、国内。それでも酪農家の中に乳牛の雄の育成と肥育を始めようかというのは、今ぐらいの値段でも恐いわけです。アメリカの肉が輸入再開になれば、ガクンと落ちる。これは何遍も経験していますから、それに増頭しなさいと言ったって、どうしても恐くて、ようやらんとします。

しかし、安定価格というようなものがあって、こうだと言えば、下がってもこれならやれますよと、自給率を上げるんだから、今しばらく我慢してくださいよということなら、自給率の拡大につながるだろうと思いますけれども、非常に不安定な……。

豚でもこれだけ暴騰続いたことないですよ。養豚農家の方は、ここ5年ほどはうれしくてしょうがないぐらいもうかっていますよ。その前まではガタガタでした。それまでは銘柄豚の黒豚とか、あんなのがよかったんですけれども、今は一般豚の方がいい。

そんな状況が現実なので、私の感覚ですが、済みません。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

金井委員。

金井委員 特に肉用牛繁殖の担い手の問題なんですけれども、この原案では一定規模頭

数以上と、もう1つは小規模については云々と、2つに分かれて書いています。一定規模以上というふうに考える場合に、どういう営農形態を考えるかによって、かなり違ってくると思うんです。繁殖だけ専業でやっているのは、極めて少ないと思います。その場合、どういう営農形態の場合には、どのような頭数にするかということを考えていかなければいけないということが1つあると思います。

もう1つは、繁殖経営の場合、特に九州、中四国、東北なんか、耕種との複合経営がほとんどだと思えます。この場合、そういうものも重要な繁殖、肉牛の供給基盤になっているわけですから、そういうものもこれから育てていく、振興していくという考え方で、担い手を決めていく必要があるのではないかとというのが1つでございます。

それから、消費者ニーズと阿部委員がおっしゃいました。私、家畜改良小委員会の委員長をやっていますけれども、消費者ニーズの多様化に対応した改良をせいということ言われていますけれども、よくよく考えてみると、消費者ニーズって、そもそも何なんだろう。仮に5年、10年先まで、それにあわせて改良を進めるということにあれば、それをかなり明確にしておかないと、改良は急に目標を変えろと言われても、なかなか変えられない。例えば肉牛の場合、あるところではサシがいいと、ある人は赤身の方がいいと、いろんな意見があるわけですね。その中で改良をどうやって進めていくか、いろいろ考えてみると、その方向が定まらないと改良が進められないことがあります。

また、牛乳の場合、しばらく前までは、少なくとも乳脂肪は減らせということですうとやってきたわけです。しかしながら、現実を見ると、今は脱脂粉乳、乳たんぱくが余っているという傾向があるわけです。時代によって変化する中で、長期的な先まで見通さなければならぬ改良というのはどうやって進めたらいいんだろうかというのを考えると、なかなか難しいと思っています。

したがって、できれば、この委員会の中でも、将来の消費の多様化とか、消費というのはどうなるのであろうかという意見を聞かせていただければありがたいと思っています。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございますでしょうか。

大野委員に御発言いただきまして、一旦事務局からお話を伺いたいと思います。

大野委員 2ページの国際化に対応し得る産業構造の確立というふうに書かれて、その中にいろんなことが述べられているわけでありまして。こういう施策を実行した場合に、目標とするコスト、あるいは農家の所得という数字が具体的にどのくらいかどうですかね。

単に、いろんな施策が並べられていますけれども、その結果、例えば牛乳の価格がヨーロッパ並みになるんだとか、こういう目標数字がないと空論に終わってしまうのではないかなという感じを1つ持っております。目標とするコスト、あるいは所得はこういうふうにすれば確約できるんだということになれば、担い手の問題もある程度解消するかもしれません。また、経営安定のための施策という問題との絡みも明確になるのではないかなという感じを受けております。

それから、3ページ目に乳業の再編問題云々というのが書いてありますが、このところで細かい問題で恐縮ですが、計画的という言葉が入っております。乳業会社というのは、御存じのように、民間企業でありますので、こういうところに計画的という言葉を入れるのがいいのかなという点であります。

3番目、の乳成分取引基準の見直しに関する議論を進めるに当たって云々と書いてありますが、この表題が消費者ニーズに対応した生産供給のあり方という中で、乳取引の問題が出てくるのはどうなのかな。単に消費者ニーズに対応した牛乳成分のあり方を検討し、そういう方向に進んでいくんだという文章でいいのではないかという感じを受けております。

さらに細かいことで申しわけないんですが、3番目の畜産物の安全・安心という点で、こののところですが、輸入飼料の安全性確保と書いてあります。これは、できれば輸入飼料等生産資材の安全確保というふうにさせていただくと、非常に幅が広まるのではないかと。

そして、残留防止のための措置を適切に講じるとともに、検査結果をできるだけ速やかに公表していただきたい。そんなお願いを申し上げたいと思っております。

また、トレーサビリティとの関連で、この安全性確保のためには、当然のことながら、コストがかかるわけでありますが、これを減らす研究あるいは、これを国等で負担していただけるといような施策、そんなものも御検討いただければと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

増田委員に始まって5人の委員の皆さんから御意見あるいは御質問がありましたので、ここで一旦事務局から御回答をいただきたいと思えます。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長でございます。

増田委員のお話にございました屋根をかけないと家畜排泄物はだめなのかと。どちらかということ、雨ざらしにして、よく聞く話ですけれども、塩類濃度が非常に高いんじゃないかということで、場合によっては、耕種農家のところで2年なり3年なり、雨ざらしにしておいて塩類を抜くとか、ぼかしみたいなのをやるんです。

そういうことをやるというのは、とりもなおさず、中に含まれている成分が土壌にしみ込んでいたりとか、河川に流出しているというようなことにほかならないわけですし、こういうところは、以前に御説明させていただきましたように、15年、16年度は施設整備計画を立てて、とにかく環境に負荷を与えるような最低限のところは手当をしようということで、一生懸命頑張っているところです。

そういった中で、どういうところが堆肥の利用について耕畜連携うまくいくかということですが、まず出し手の方では、いいものを作るというのは当然なんですけれども、いいものをそこそこの値段で作る、プラスアルファ、成分分析、どういうものが入っているのかというのを分析して表示する。そうすることによって、ユーザーの方々に受け入れられやすい。

そして、出し手がいいものを作る、そこそこの値段で作る、成分分析をして使いやすく表示をするとしても、なかなか進まない。そこで受け手の方も一工夫が必要でして、堆肥を入れるに当たっては、そういった成分を勘案して、化学肥料を減らしてみるだとか、そういった取り組みも必要ですし、そもそも自分の圃場がどういうポジションにあるのかといったような土壌診断ですね、そういった受け手側の受け入れ準備というのも必要だと思っております。

うまくいっているところは、堆肥センターがそういったものを出し手、受け手両方の連携の中核役として頑張っている。場合によっては、出し手のものを一度預かって、ユーザーのニーズにあわせてブレンドしてみるとか、完熟度が異なるやつを混ぜ合わせるとか、

さまざまな取り組みをやっている。そういうところで成功しやすいんだろうと思っています。

先程中村委員のおっしゃられたことにもかかわってくるんですけども、環境対策の論点、不十分ということでしたが、施設整備については、最低限のところについては、今年力いっぱい頑張るということで、論点として一番大きいのは、そうやって施設整備をするに従って、どんどん生産されてくる堆肥の利用促進をどう図っていくかということをお勧め事例に学びながら進めていくというのが、これからの重要な仕事だろうと思っています。

生源寺部会長 原田室長、お願いします。

原田草地整備推進室長 阿部委員から公共育成牧場の位置付け、もっとしっかり記すべきではないかという御意見をいただきました。ありがとうございます。

公共育成牧場は、農家から育成牛を預かって、放牧をして、お腹に子供を入れて返すという大変重要な位置付けでございまして、元祖外部委託みたいな形で農家と連携してやっております。

一方で、利用率が下がっていますとか、生産性が低いですとか、料金が安くて赤字になっているとかいう課題もございまして、そこも事務局の方で整理をしながら、御検討の材料として御提示しながら、今後の方向性について御検討いただきたいと思います。

生源寺部会長 畜産振興課長、お願いします。

塩田畜産振興課長 阿部委員のお話について、いろんな指標、目標がある中で、家畜についての指標は、どういう形で子牛を生産するか、あるいはどのくらいの期間肥育をするかなど、現状を見た中で指標、目標を数値化し出してあります。

いろんなやり方、飼い方、経営体があるかと思いますが、その中で、1つの共通項としては、無駄なくするというんですか、コストを下げていく、その中で一定の肉質をキープしていくということが重要であり、仕上げまでの期間などについては、これまでも目標を設定していました。

そういう意味では、無駄をなくしていく、あるいはコストを下げていくという視点も含めて、いろんな形で家畜の目標の設定、数値の設定について、今後検討させていただきませんが、引き続き、頂いた意見については十分位置付けていきたいと思っています。

川合畜産総合推進室長 平井委員、大野委員から、今後、国際化等々の中で、どういう経営を目指したらいいのか、あるいは所得とかコストについて数値で示すべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。

酪肉近代化基本方針につきましては、前回、5年前に策定いたしましたときにも、経営指標ということで、例えば酪農につきまして、土地条件の制約が小さい北海道と、制約が大きい都府県と、さらに牧草地帯、畑地帯、あるいは都府県であれば畑地帯、水田地帯、その中でも中山間とその他、あるいは法人と家族経営と、こういったことに分けて、それぞれ主たる従事者が他産業並みの所得を確保するためにはどういう経営規模、どういう飼養管理形態、あるいはどういうコスト目標と、家畜ふん尿処理のやり方も含めて、そういった指標を提示させていただいております。

今回の新酪肉近代化基本方針につきましても、5年前との状況変化等も踏まえまして、そういったきちんとした経営指標をお示しし、畜産経営者の目安になるものをきちんと策

定していきたいと考えております。

また、金井委員からございました肉用種繁殖経営の規模の考え方でございます。第4回の畜産企画部会でも御提示いたしましたけれども、肉専用種繁殖、これは部門専門的にやっていくという前提を置いた場合は、専門化が可能な水準として、第4回の畜産企画部会では50頭以上という水準をお示しをさせていただいたわけでございます。

他方で、この50頭以上という経営規模が全体の中で占める割合は、まだ小さいという状況でございます。そういった状況も踏まえまして、今回お示ししました資料6-1では、繰り返しませんけれども、の2つ目のですとか、肉用種繁殖経営の後段で、このところの担い手としての考え方について、我々としても考えてまいりたいと思っておりますし、また知恵をいただきたいという意味で議論をお願いしておるという状況でございます。

伊地知消費・安全局参事官 トレーサビリティのコスト低減の関係でございますけれども、私どもの方はトレーサビリティシステムの導入促進という形で事業をやらせていただいております。その中で、トレーサビリティシステムの開発事業、トレーサビリティシステム導入促進対策事業をやらせていただいております。導入促進のところは目的ではございますけれども、あわせて、いかに効率よく低コストでそういうものがやれるかということもやっております。

特に、最近ではICタグとか、二次元の模様を形を使ったいろんな農産物についてのトレーサビリティシステム導入についての検討、事業の推進をやらせていただいているところでございます。引き続き、このような事業をやっていきたいと思っております。

境薬事・飼料安全室長 薬事・飼料安全室長でございます。

大野委員からの御指摘でございますが、輸入飼料等の検査については、肥飼料検査所で輸入もの、あるいは国内での製造段階につきまして逐次検査をしております。それらの結果につきましては、毎月、農水省の掲示とか、肥飼料のホームページで公表しておるという状況であります。安全性の確保に広く生産資材を取り込むということにつきましては検討させていただきたいと思っております。

それから、動物用医薬品の残留問題につきましても、厚生労働省を中心に検査をしております。問題が起こった場合、直ちに私どもに連絡が来るようになっております。その際の被害の未然防止、あるいは原因究明等を含めまして対応しております。その結果につきましては、直ちに公表するという対応を取っております。

松島牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

2点ほどお答えしたいと思います。資料の3ページの上部ほどで、大野委員からお話ございました乳業工場の計画的な再編・合理化というのは、乳業の経営判断としてやっているもので、計画的というのは不適切ではないかという御指摘がございました。

この部分は が打ってあることからわかりますように、役所側から問題提起をしている文章でございます。この趣旨は、現行の酪肉近代化方針におきましても、製造・販売コストですとか、乳製品工場、乳業工場の合理化目標を数値設定してございます。そういったものを引き続き設定して、まさに計画的に行う必要があるのではないかということ。また、乳業自体も再編・合理化の必要性を認識されて、自主的に合理化についていろいろなプランを作っているということも念頭において、こういった文章になっているということでございます。

2点目で、これは阿部委員と大野委員からお話ございました乳成分取引基準の見直しについてでございます。同じく3ページ目の上から3つ目のところでございます。これはにありますように、この文章は第3回目のここでの御議論をまとめた文章になっております。

先程阿部委員からもございましたように、乳成分取引に偏重した取引というものが消費者からは、これ以上の乳成分の上昇は望まないという御意見もありますし、生産者から見ても乳成分を向上させることがコスト増高要因になっているとの意見がありました。また乳業から見ても、現在、飲用乳価というのが一定の乳成分を基準としまして、それから乳成分が上がったものに対して加算金が交付されているということで、そういった乳価の設定の構造が乳成分を上げるインセンティブになっているということが実態でございます。

そういう高コスト構造、消費者から見たときの乳成分に対する嗜好が減退してきているということを踏まえて、現在、中央酪農会議という社団法人がございますけれども、その中の乳成分取引委員会というところで、そういった指摘も踏まえて議論が開始されている。

以上は状況説明でございますけれども、そういったことを御理解いただいた上で御議論いただければと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

福田委員、お待たせしました。

福田委員 今後の論点の中での飼料基盤に立脚した畜産経営の確立というのが最後の4番目に挙がっております。この点については、先程来、自給飼料依存型と大規模化あるいは低コスト化というのが相反する方向ではないかという議論があるんですけども、自給飼料依存型といいましょうか、飼料基盤に立脚した方向というのは、従来の個別経営の自己完結型といいましょうか、そういう中での餌づくりというものにかなり限界が来て、そういう中では高コストあるいは規模拡大につながらないという、そういう隘路に陥っているのではないかと思うんですね。

今出てきている新たな現象として、まさにコントラクター、地域連携だとか、分業化だとか、あるいは借地に求めるというふうな形での自給飼料基盤の拡大ということが少しずつ進んでいると思うんですね。そういう方向での飼料基盤に立脚した経営と、低コスト化あるいは大規模化がいかにつながっていくかという、そういう議論を今からぜひ必要なんじゃないかと思えます。

そういう意味で、この資料のA3の方、両方出ていましたけれども、言葉として、地域連携型という言葉、これは外部化と想定しているんでしょうが、もう一つ経営内完結型という言葉が出ているんです。これは放牧等と書いていますが、経営内完結型という言葉で表現するのは逆に誤解を招くのではないか。従来のタイプというふうな形で誤解されやすいのではないかという気がいたします。

むしろ自給飼料増産という面から見ると、今後も土地利用調整だとか……。これは従来の既耕地の話ですけども、もっと重要なのが放牧畜産、九州なんかでもそうなんです、共有地がかなりあります。こういう共有地をうまく利用していくかということの議論はほとんどされてなかったわけでありまして。そのところの利用調整等も当然、今後の飼料基盤の拡大あるいは放牧の拡大というところにつながっていく重要な論点じゃないかと思っておりますので、そのところの整理の仕方ということが1つであります。

もう一点は、本審査部会の論点整理のところで、いわゆる経営安定対策品目横断的政策という話が出ています。どう理解するかということですが、対象営農類型あたりでも複数作物の組み合わせによる営農が行われていけばというふうな形、水田作なり畑作ということですが、こういった中に、まさに複合タイプの畜産経営というのをどう位置付けられているんだろうかということでもあります。

畜産の場合は、もっぱら品目別の部門専門的などということで、そういう扱いをされているように思いますが、いわゆる有機的な連携があるような複合経営が今からも存在していくと思いますけれども、ここの経営安定対策における扱いというものがどうなっているんだろうかということ。この辺は質問でございます。

生源寺部会長 向井委員、挙手されていたかと思いますが、どうぞ。

向井委員 先程経営安定という側面で既にお答えいただいているんですけども、さらに一言お願いします。

御存じのように、肉用牛というのは繁殖も肥育も1年で投資が返ってこない、およそ2年近く、あるいは2年以上かかるという経営なわけです。要するに、そういう経営の中で実際の経営体としての利潤というのは一体何なのというような形の指標というのは、ぜひ作っていただきたいと思います。

現実に、いろんな産地へお邪魔したりすることがたびたびあるんです。例えば午前中は繁殖経営にお邪魔して、午後は肥育経営にお邪魔すると、逆もありますけれども、そのときに、一緒に連れていってくれる技術者が、午前中の繁殖経営のときに、経営の安定というか、重点項目とは何かということの説明されるんですけども、いかに子牛を高く売るか、高く子牛を売るためにどういう種雄牛を交配しなさいというような話をされます。あるいは、どういうふうにして子牛市場に見場のよい素牛を持っていきますかというような話を延々とされるわけですね、聞いていますと。午後になって肥育経営へ行くと、全く逆なんですね。いかに安い素牛を仕入れてくるかと。同じ方が同じ地域でそういう話をされます。

個々の農家にとってみると、これは利益相反なんですね。お互いの中で、地域の中で利益相反といいますか。個々の農家の経営という側面も非常に大事だと思いますが、その地域なり集落なり、そういう中での一つの肉牛産業という側面で、一定の指標というものが無い限りは、この矛盾は必ずついて回るんだろうと思います。

もう一点は、先程金井委員がおっしゃっていた育種の改良の側面と全く同じことなんですけれども、どこへ行っても、まず出てくるのが現在の枝肉市場ですね。どういう種雄牛の枝肉が、どれだけの価格でやれるかということが、今の子牛市場での価格を決める。さらにさかのぼって、繁殖農家で、どういう種雄牛を交配しようかということまで暗黙のうちですべて決まっているんですね。選択の余地がないんですよ、そこに。

だから、一つは脂肪交雑という形の、日本の肉牛生産の中では、現在では一番重要とされている形質でしょうけれども、ある意味で言うと、それが我が国の生産構造といいますか、肥育経営から繁殖経営、それぞれの中での飼育形態すべてをある意味では形づくっているというか、それをメインにした生産形態であり、飼育形態であり、技術である。

だから、先程増田委員がおっしゃっていましたが、そこにホルスタインの牛肉も、それはそれと、ある意味でいうと、消費者サイドのそれぞれの牛肉に対する調理法とい

いますか、食べ方と申しますか、利用の仕方という、そういうものがうまくリンクしていかないと、すべてが黒毛和牛のすごい銘柄の名前がついて、100グラム2000円とか3000円とかするような牛肉に集約していつている。

消費者は、そんなことを望んでいるのかということ、実は全然望んでないと思うんですね。食肉センターのアンケートで見たら、適度な脂肪という項目が2位以下なんか挙がっていたと思うんです。過度の脂肪なんかだれも……。おいしさは別ですけども、そういう形の対応を取っていく必要があるだろう。消費者にも多様な食生活があるというような、食育もあっていいんじゃないかなと、一つは思います。

それが、先程出ていた家畜の育種と申しますか、改良目標にも大きく影響を与えてくるだろう。と申しますのは、いろんな県なり国なりで、改良のもとになる種雄牛の選抜あるいは交配をやるわけですけども、幾ら作っても、農家の方たちは、先程言った現在の枝肉市場で一番高く売れる可能性の高いものにかかわる種雄牛しか交配しようとしません。実際にはいろんな能力のある特徴があるものがあるんですけども、それらはほとんど利用されないというのが実態であります。

逆に言うと、今の枝肉市場での価格形成の仕方が、実は改良側面にまでみんな影響しているところを踏まえて、それぞれの繁殖農家や肥育農家の利潤とは一体どこに出ているんだという形も含めて、一頭一頭の利潤でなくて、経営としての利潤あるいは複合経営としての適正規模、どれだけの利潤をここから確保できますよというようなきめ細かい指標が必要じゃなからうかなと思うんです。

それと、言葉で私たちが簡単に使うんですけども、低コスト生産を心がけましょうよと言ったときに、その技術は、あるいは方式は一体何なんですかと聞かれるんです。例えば、単純なものですから、粗飼料、自給飼料と申して、何を言っているんですか、その方が物すごくコストがかかるんですよという答えがいつも返ってくるんです。ですから、低コスト経営って一体何なのという具体例が余りないんじゃないかなと素朴に思ったりもしています。

ですから、肉用牛に関しては、非常に長い年月をかかって投資が返ってくるという非常にリスクな経営なので、それも含めた安定化という見方が必要なんだろうなと思ったりもしています。

生源寺部会長 ありがとうございます。

岸委員、その次に高橋委員、お願いいたします。

岸委員 隣に大野委員がいらっしゃいますけれども、大野さんのところのような非常に大きなメーカーがある一方で、農家自身が例えばアイスクリームを作るというような格好で、自分で加工、販売をやっているというようなケースがありますね。地域密着型と申しますか、あるいはローカルに撤したような製造、流通の姿もあると思うんです。

我々が最後に作る近代化方針は、この手のものと言いますか、農家のあり方を入れるかどうかということなんです。量的な面から見れば圧倒的に少ないわけですから、無視しちゃっていいのかどうか。あるいは、そういうことも入れて酪農家の努力というものを励ますようなことを入れるかどうかということ少し御検討いただけるといいんじゃないかと思っております。これは近代化ということの考え方にもかかわってくる問題だと思いますけれども。

生源寺部会長 ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 3点ほど申し上げます。

1点は担い手という位置付けの問題で、頭の中で心配されるのは、基本的に今の生産規模になっているというのは少数規模の畜産農家、特に繁殖経営については、そのウェートが大きいということなんです。これから、この基準を設けて枠組みを設けた場合に、一時的に落ちこぼれる農家が割合的にすごく多いと思うんです。そうなった場合に、生産量、生産基盤は急激に落ち込むんじゃないかなという心配がされます。そういう意味で、最初に中村先生から、担い手という部分の話があったように、現場としてはその辺が憂慮されます。

2点目は、2番目の国際化という部分の中で、いずれ今の肥育牛生産の中で飼養日数が世界の中でも一番長いという表現されています。基本的に消費者ニーズというところも関連しているんですが、生産現場が勝手に長くやってきたわけじゃない、あくまでも消費者ニーズなんです。ということは、日本人の舌感覚にあわせて生産現場は対応してきた経過がある。それを急激に、このような形で変更できるのかという部分があります。

3番目ですが、同じく繁殖経営と肥育経営の部分で、一貫体制という、これは経営内の一貫経営と地域内の一貫経営と両方があるんですが、基本的に経営内一貫経営というのは飼養期間が倍になるんですね。基本的に、それに伴う資金量の手当ができないと思うんです、40カ月かかりますから。そういう場合、どのような形で誘導していくのかという部分をきちんと盛り込まないと、これは不可能じゃないかなと思います。

そういう中で、その3点でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

ここで一旦役所の方からお話を伺いまして、そろそろ最初に目途とした時間が近づいておりますけれども、まだ御発言いただいていない方がかなり多いということでございますので、少し延長させていただきたいと思っております。

川合畜産総合推進室長 まず福田委員からありました品目横断における畜産複合経営の取り扱いという点でございます。資料3の10ページに対象営農類型とございまして、複数作物の組み合わせによる営農が行われている水田作、畑作とすることが適当というふうに記載してございます。

今、想定されておりますのは、水田作については米、麦、大豆ということでございますけれども、米については現在の関税水準によって価格水準が維持されているということで、外国との生産条件の格差を是正するところまでの支援は必要ないという意味で、水田作については事実上、麦、大豆というのが想定されている。

それから、北海道の畑作については、麦、テンサイ、大豆、デンプン、パレイショというのが基本的な対象品目として想定されておまして、そういった意味で、複合経営における畜産部分というのは、現在の検討の中で品目横断的政策の中には入っておらないということでございます。

この関係は以上でございます。

生源寺部会長 これは私が補足しておいた方がいいような気がします。

水田についてでありますけれども、今の御説明でおおむね論点整理の方向を示している

と思いますけれども、この経営安定対策については、最初の説明にもございましたけれども、11 ページに諸外国との生産条件格差の是正対策と収入所得の変動による影響の緩和対策、これを組み合わせるとというのが基本であるということでもあります。

それぞれの営農類型について、両方必要なのか、片一方必要なのかということ整理しながら進めていくということでもあります。お米の場合で言いますと、bの部分というものは必要であるかもしれないわけでありまして、aの部分も当面は必要ないかもしれないけれども、交渉次第では必要であるようなこともあり得るということでもありますので、施策として準備をしておいて、発動できるような形にしておくという考え方でいいのではないかと考えております。

品目横断的政策という言葉が流布されましたので、ややミスリードした点があるように思うんですけれども、経営安定対策というのがあって、これは営農類型に落としていった場合、物によっては品目横断的になりますし、酪農のような場合には、仮にこういう施策を考え得るとすれば、品目特定の施策になるだろうということでもあります。

畜産の複合という場合に、今のところは、畜産の分野の方で品目特定の施策の見直しというラインで話が進んでいって、土地利用の方は水田類型あるいは畑作類型に該当するとすれば、そちらの方からの施策のカバーする部分にもなり得るということかと思えます。

原田草地整備推進室長 福田委員からも今日何人かの委員の方々からも、規模拡大低コスト化と、粗飼料の基盤確保をどう考えるんだと、矛盾するのではないかと、あるいは大変難しい課題ではというお話がございました。その1つの答えが、福田委員からお話のあった、自己完結に限界ができればコントラクター中心で、地域の中でどう調達していくかということかと思えますので、これについては、これから一層御議論していただければと思います。

あと放牧ですけれども、前回お示ししましたが、肉用牛は5割近くは共有地で放牧しているということもございます。その中で各地見ますと、入会地の放牧が大変減っている。入会権を持っている方々が家畜の飼養をやめてしまうと、新しい方々が入会地を利用して放牧しようと思っても、入会権を持っている方々が反対して、なかなか放牧できないということで、特に九州中心に入会地の放牧は大変難しくなっております。

農地と比べて入会地、野草地、林地、農地法が関与できない部分で、利用している方々の権利が逆に守れないような事例がございます。これについては、この企画部会というよりは、本審のテーマかもしれませんが、耕作放棄地、入会地といったところをより畜産的に利用できる手法を私たちも提案していきたいし、ぜひ先生方にも御議論いただければと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

農家あるいは生産者による加工については、今の段階で何かございますか。昔、ミニプラントとっていたような……。

松島牛乳乳製品課長 岸委員からお話ございました件ですが、そういうことはこの委員会の場で議論いただければよろしいかと思えますが、現状を御説明します。

先程お話ししました工場の再編・合理化という中では、日量2トン以上の工場を合理化していくということでもあります。その2トン以上というのは、商業的に大規模に生産されているという切り口でございます。ですから、個々の酪農家が自分の牧場のそばで手づく

りで作られているアイスクリームのようなものは規模拡大しつつ生産性を上げていくというものの枠の外に置かれています。

というのは、独自の創意工夫を得た商品の差別化を図ったり、製造直販によって所得の向上を図ってくるということは、個々の酪農家の工夫を生かして進めるべきという思想が背景にあるのではないかなと思っています。

これを今後、どうするかということについては、まさにここで御議論いただければと思っています。

生源寺部会長 番場委員、次に矢坂委員の順番でお願いしたいと思います。

番場委員 環境負荷低減のところ、堆肥化のみについて、特に酪農の場合は大規模化ということも重要な視点だと思いますが、大規模化に関する飼育形態の変化が、ふんと尿の分離が非常に難しいということから、先程耕種連携の問題等、解決すべき問題点が多いかと思いますが、本審の19ページに、具体的な施策手法という中で一項目に、「汚染者負担原則の下、これを越える取り組みを奨励的施策の対象」というようなことで、読みますと、将来的には、規模拡大については課徴金を取ってやればよいというような感じに私は取るんですが、今までそういう議論が出てこなかったんですけども、家畜の場合はこういう形で……。というようなことで御意見を伺いたいなと思ったんです。

生源寺部会長 今回の点につきましては、この場で委員の皆様から何かあればお伺いしたいと思っています。

19ページの下から3番目のパラグラフの「EUの農業環境政策が、汚染者負担原則の下」、直訳すれば、汚染者支払い原則ということになるのかもしれませんが、農業者の責任で達成すべき水準を設定し、これを越える取り組みを奨励する施策と、2段に分かれているというふうに考えていただいて結構かと思っています。

ある水準までについては、この設定自体は非常に難しいわけでありましてけれども、これは自分の責任で達成している。ここがまさに汚染者負担の原則といたしますか、汚染者がみずからの負担でということでございます。それを越えるものについて、むしろ応援しましょうという。これを参考にしながら、日本で何が考えられるかというのが今の議論です。

よろしゅうございますか。また何かあれば、いろいろ御議論いただければと思います。

矢坂委員、どうぞ。

矢坂委員 2点、意見を申し上げて、2点、質問を申し上げたいと思います。

1つは飼料政策で、資料6-1で配られました飼料関係の項目を見ますと、すでに何回か話題になっていますように、自給飼料に立脚した経営が畜産物生産の大宗を担っていくという大きな目標が立てられています。それを本当に実行できるような考え方で中間とりまとめの整理がされているのかということ、酪農政策としての土地利用型酪農推進事業の見直しは転作政策としてのホールクロップサイレージの推進等が記述されています。

しかし、飼料政策は飼料政策独自の体系として立脚しているというよりも、他の施策の寄せ集めになっているという印象は否めないような気がします。例えば土地利用型酪農推進事業では、土地利用型畜産という形で枠組みを拡大するのではなくて、酪農政策として見直すという書き方になっている点が気になります。大きな目標を掲げているのですから、飼料政策として独自に何を打ち立てていくかというスタンスが今、問われているのではないかという気がいたします。

2番目は、環境政策です。先程話題になりましたように、汚染者負担原則について、本審企画部会で議論されている一方で、畜産企画部会ではまだほとんど議論しておりませんし、中間とりまとめの中でも提言がなされていません。畜産が環境とどう立ち向かって、またはどう折り合いをつけていくかということが消費者の大きな関心になっているはずです。こうした問題にどういう施策や規制を盛り込み、政策手法としてもクロスコンプライアンスを導入して誘導していくのか、また汚染者負担原則に基づいて規制していくのか、ということについて議論を進めておく必要があると思います。

それに関連して、先程平井委員が指摘されましたように、環境規制のために畜産はどんどん山の中に立地を移しています。確かに養豚経営の経営者は町場にも農場は山の奥で、現場にたどり着くことがなかなかできないということが多くなりました。

畜産の現場がどんどん消費者から遠くに離れて行って、畜産を間近に感じ取ることができなくなっていくかもしれません。言い換えると、環境規制を遵守していて、しかも消費者にとってアクセスしやすい、身近な畜産経営をどうやって確保するかという観点も必要になるのではないかと思います。

先程指摘されたミニプラントと関連しますけれども、消費者にとって畜産物は日本のどこかにあればいいというのではなくて、消費者が身近に触れて自分たちの生活のどこにかかわっているということを実感できる畜産を確保することも、必要になってくると思います。

あと2点、質問です。第1点は、サービス事業体の機能に対応した施策を講じていくことが必要であるという叙述についてです。サービス事業体はさまざまな経営組織、組織形態として活動しています。これからはさらに多様な事業体が参入するということも考えられます。ここでの政策支援は、サービス事業体の機能そのものに応じて規制あるいは補助・支援するというのでしょうか。つまり、サービス事業体の組織のあり方ではなく、それが行っているさまざまなサービスそのものを評価して、それに対して施策が関与するという形で理解すればよろしいかという点であります。

2番目の質問は、先程指摘された国際規律に対応した方向性についてです。中間とりまとめでは、今後想定される国際規律強化等に対応するための施策のあり方について検討する必要があるという指摘にとどまっております。この委員会の役割を外れるのかもしれませんが、今日御説明いただいたWTOの大枠の合意を踏まえ、国際規律の強化等に対応した施策のあり方について、この委員会でどこまで具体的に議論することを想定されるのか、そのための時間があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他にございますでしょうか。

それでは、竹林委員、石川委員の順番でお願いします。

竹林委員 資料6-1の「今後の主要論点と対応方向」に関連して、先程から担い手の問題が出ておりました。担い手の問題を考える上で、今後どういう担い手がどの程度必要なのか、いわば担い手像をまず押さえる必要があるのではないかと考えています。例えば本審の企画部会では、米であれば零細な経営構造をどう改革していくかというのがベースであり、それに沿った担い手像が今後出てくるんだと思いますけれども、酪農、畜産の場合でしたら、経営形態によっても違っているんだと思っています。

それから、今後の生産供給の目標数量とかコスト低減の必要性によっても担い手像が違っているのだと思います。例えば肉専用種の繁殖経営の場合であれば、生産力の維持が求められており、他作目との複合的な経営も含めて、小さい農家でもやってもらわなければならない状況だと思いますし、一方で乳用種の肥育であれば、相当大型で合理的な経営。酪農であれば、もう既に大規模になっておりますので、その戸数をどうやって維持していくのか、離農による生産の減少分をコントラクターとかヘルパーという支援組織の活用も含めて、どういうふうにかバーしていくのかということだと思っていますので、担い手像を明らかにしていく必要があるのではないかと思います。

もう一点、食料の安全・安心の関係で、資料6 - 1の4ページで、「消費者の視点に立った的確な情報提供の在り方」という項目ですけれども、これに関しては表示の問題が極めて重要だと思っていますので、こちら辺についてはしっかり認識していく必要があると思っています。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

石川委員、お待たせしました。

石川委員 畜産の方で、過剰で困っているのはふん尿と、もう1つ脱脂粉乳があったと思うんです。そのことが明確には書かれていない。消費者ニーズに対応した生産供給のあり方のところで、PRを通じて乳製品の需要拡大という言葉は出てきておりますけれども、消費者だけが脱脂粉乳を消化していくわけではないので、その上の畜産物の製造、流通、販売、こちらの方にも、そういう問題が出てきていいのではないかなと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他にございますでしょうか。

平井委員、どうぞ。

平井委員 当初お願いしたと思うんですけれども、和牛の子牛の保証基準価格が30万4000円、これは十何年変わってないんですね。我々が小さいときの子牛の素牛は、6カ月から8カ月で、小さいのは185キロぐらい、でっかいので210キロぐらい。今現在、大方10カ月ぐらい近い子牛が、子牛の市。だから、月齢がうたわれていないんです。保証基準価格は30万4000円。現在は230から280キロ。大きいのは300キロあるんですよ、子牛の市で。その平均単価が出ているわけなんですけど、それでも一番安い価格で下がって、国にお願いできるのが30万4000円なんです。この辺の子牛、肉牛、黒毛和種、和牛の増産を、供給をふやせ、子牛を増やす農家がふえなさいといったって、ちょっと無理なところもあるんじゃないかな、こういうふうに私、思っております。

時代とともに流れるのは無理ないんですけれども、今言われましたけれども、肥育するのに26カ月から7カ月とっておりますけれども、僕らが学校出た時分は、日本の和牛は生後、大体40カ月。兵庫県の神戸ビーフと言われた有名なやつは大体36カ月以上でないと肉の味が出てこないんだというふうに肥育農家の皆さんがやっております。

現在でも、33カ月ぐらいやっております。そういうふうに和牛の黒毛和種という肉のおいしさというのは、我々専門に扱っているお客さんに、消費者の皆さんに、「あんたのこの肉、おいしいな」と言って、また来ていただくためには、若齢では、色はきれいですけど、食べたら味がないというので、我々購入するときも月齢を見て、肉質見て買うわけ

ですから、その辺が肥育農家と商売する我々と消費者の皆さんも、見た目と食べておいしいというんで、高い肉でも買ってくれるというお客さんもあるわけですから、そのお客さんのレベルも、いい肉も買ってくれるお客さんもおれば、安い肉を買ってくれるお客さんも……。

それがなければ我々、営業は成り立ちませんが、輸入肉と乳牛の肉もきちっと表示して売れば、消費者の皆さんに、できれば乳牛の肉の表示も、どっちかに決めてほしい。国産牛で売っていいのか、ホルスタインで売るのを表示するのか。消費者の皆さんPRするのも、乳牛の雄の肉はこんなですよというキャンペーンをする機会も入れていただいて、消費者の皆さんにも、国内肉はおいしいというふうな1つのキャンペーンで位置付けもしていただければ、酪農家の皆さんも、雌だけやなしに、雄ができて育成して肥育すれば安いお肉は食べられるんやというようなことにもなろうかと思うんです。

現在のところでは、残念ながら、国産牛肉とかホルスタインとか乳牛という表示では消費者の方が食べてくれない。特にBSEが出てから、アメリカビーフの方が売れたときがあるんですからね。そんな状況でございます。

生源寺部会長 その他にございますでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

阿部委員 この会議でも何回か出てきました。今日も出てきましたけれども、稲のホールクロップサイレージですね。先週、私、水戸の酪農家の人たちといろんなことを話しに行ってきたんですが、そのときに酪農家の皆さんは、これをどう評価するかという話を聞いてまいりました。

皆さん、「これはとってもいい。乾物で9キロぐらい食う」というふうに評価していました。それで、「皆さん、どうですか。酪農家の皆さんも、これは保証金があればですけども、それがなくなっても使いますか」と言ったら、大体の皆さんは「これは使う」という評価をされていました。今年は、あの地域では酪農家の需要量、つまり1年間ずうっと使いたいという希望者が多いんですが、それに対して生産量が少ないといったようなギャップが出てきているということですね。

これはヨイショをするわけじゃありませんが、そういった意味で、皆さんの努力がだんだん出てきているかな。しかしながら、その地域の中で横持ち運賃はありますが、足りないところも出てきているわけで、いろいろモニターしながら、課題を選択しながら、次のステップのこの問題に対するシミュレーションを始めておかれると、今まで議論してきた自給率というのが一步一步進んでいくんじゃないかというふうに思います。

そういう経験をしてまいりましたので、蛇足ですが、紹介したいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。 なければ、矢坂委員からの御質問もございましたので、役所の方からございますでしょうか。

川合畜産総合推進室長 矢坂委員からのサービス事業体の機能に応じた位置付けとはどういうことかという御質問でございます。

本審企画部会の報告の方でもサービス事業体の位置付けというものが水田における農作業受委託組織、あるいは畜産のコントラクターと、こういったものは例示して、その機能に応じた位置付けがうたわれておるわけでございます。

そういった流れの中で、畜産においても、むしろ畜産についてはコントラクターやヘルパー、あるいはキャトルセンターといったサービス事業体、これは水田農業以上に畜産における位置付けは早くからされておったかとは思いますが、全体の流れの中でこういったサービス事業体の位置付けというものを改めて、その機能に応じてきちんとした位置付けのもとに予算措置なり何なりの政策を講じていくということが必要ではないかという位置付けで規定しているものがございます。

それから、矢坂委員、2点目の国際規律強化に伴う経営安定対策について検討とある、これについてどこまで具体的な議論をする予定か、時間はあるのかということでございます。

時間の問題につきましては、WTO交渉を考えたときに、先程説明がありましたように、来年の12月に香港で閣僚会議が開かれ、その後の進展も考えられるという中で、これはWTOのスケジュールでございまして、こちらの酪肉近代化基本方針については、少なくとも来年の3月までに規定する必要があるという中でこの検討になるわけでございます。

そういった意味で、今回の酪肉基本方針の検討につきましては、現在、WTOで先程御説明があったような枠組みのもとで、これから議論が進められ、その中で国際規律、市場アクセスなり、国内支援について規律が現行よりも、場合によっては、交渉の状況によっては厳しくなる可能性があるという前提のもとで、国際規律の強化に伴う経営安定対策を議論いただく必要があるという考え方でございます。

議論の具体性、どこまでという点につきましては、今日いただいた御意見も踏まえて検討をしていくということになるかと思っております。

町田畜産部長 私の冒頭の御説明、繰り返しになるかもしれませんが、御理解をいただきたいということで、もう一度発言をさせていただきたいと思っております。

生源寺部会長からも言っていたように、担い手の問題ですとか、国際規律の問題は、まさに今までこの部会では御議論をいただいてなかったわけでございますが、酪肉近ということで、これからの酪農なり肉用牛の今後の基本的施策のあり方を議論といたしまししょうか、中に入っていくわけです。

その場合、消費をどう見るか、生産をどう見るか、それはどういう人が担っていくのかということになってくるわけでございます。担い手につきましても、酪肉近のベースとなるものということで議論していただきたいということでございますが、もちろん今の繁殖肉用牛の実態は私も十分理解しておりますので、地域によって土地利用条件の違いもありますし、畜産の特性もある肥育と繁殖というのものもあるわけでございますが、それについてもう一度、畜産の担い手像を明らかにすべきだという御議論ありましたが、まさにそういった点から、こういうふうにと考えたかどうかということ、これから資料もお示しして議論をしていただきたいと思っております。

したがって、今から畜産の実態をうんと絞り込むとか、生産が減っちゃうんじゃないかと、そういうことを念頭に置いて言っているのではございません。ここは委員の皆様にご議論いただきたいということで御提示をしているということでございます。

時間はあるのかという話でございます。次は10月上旬ということでお時間をいただければと思っておりますが、今日のは中間論点の方向ということでいろいろいただいた意見も踏まえまして、論点の項目立てですとか、足りない部分ですとか、そういった分はもう一

回見直しまして、次、御議論の場に供したいと思っておりますので、引き続き御指導のほどをお願いしたいと思います。

生源寺部会長 予定の時間を30分近く過ぎておりますので、このあたりで、議論については閉じたいと思います。

事務局におかれましては、本日の意見を十分踏まえて、今後の畜産企画部会につなげていただきたいと思います。随分多岐に論点がわたったわけでございますけれども、例えば金井委員から消費者ニーズというのは一体どう考えればいいのかという点がございました。今日は消費者側の委員がやや少ないということもありまして、これも今後、少し考える必要がある分野かなと思っております。

矢坂委員から、あるいは阿部委員の御発言もそういう趣旨かと思っておりますけれども、飼料に関する政策の体系性といえますか、それが求められているのではないかという御発言がございました。恐らく、本審の企画部会の中で自給率の議論をしていく場合、餌の問題は土地利用の問題として重要な論点になってくると思えますし、この部会でも随分飼料生産あるいは循環型の畜産にどう立ち向かうかという点も議論されてきているわけでございますので、このあたりも既存のものの寄せ集めに終わらないような形の集約ができればと思っております。

部長からもございましたけども、担い手の問題あるいは国際規律への対応の問題も、新たに宿題として課せられているという面もございますので、このあたりも資料の収集あるいは考え方の整理という点で、そんなに時間はないわけでございますけれども、秋に向けて御尽力いただければありがたいと思います。

次回の畜産企画部会の日程について、事務局からお願いいたします。

清家畜産企画課長 次回の畜産企画部会でございますが、資料の説明の中でも川合室長から若干触れましたが、9月下旬、10月上旬ということでございますが、先の話でございますけれども、委員の先生方、なかなかお忙しいということがございます。それで、今のところ、私ども承知している委員各位の御都合なり、ほかの会議との調整等々も考慮いたしまして、10月5日火曜日午後、時間については本日のような時間になろうかと思っております。ということで、開催をしたいと考えております。

ただ、最終的な日程なり、また会場の方についても改めて御連絡をさせていただきたいと思っております。

本日は、長時間にわたり、熱心な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

閉 会

生源寺部会長 これにて閉会いたします。どうもありがとうございました。